

ISSN 1341-0555

オセアニア教育研究

Journal of Oceanian Education Studies

第3号

1996年12月

オセアニア教育研究会

Society for Oceanian Education Studies

§ 目次 §

【研究論文】

ニューサウスウェールズ州教育行政の再編	笹森 健	1
オープン学習に関する一考察 —クイーンズランド州を中心に—	松本浩次郎	13
オセアニア地域における観光教育機関 —インターネットの資料から—	朝水 宗彦	25

【研究ノート】

オーストラリアにおける教育課程行政の動向		
—English as a Second Languageを中心に—	佐藤 博志	35

【資料紹介】

「ホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト」 (ニューサウスウェールズ州学校教育省発行)	見世千賀子	48
オセアニア諸国の教育に関する学会発表報告		56
オセアニア教育研究会活動報告		57
オセアニア教育研究会会則		58
「オセアニア教育研究」執筆要領		60

はじめに

1995年のニューサウスウェールズ州（以下－NSW州と略）選挙での労働党の勝利は、1989年に自由党政権で改革された教育行政制度にすくなからぬ影響を与えた。とはいえ、1989年のスコット(Dr Brian W. Scott)により示された教育行政制度改革の提案(Scott Proposal)を根底から改編するまでには至らなかったが、NSW州の教育行政制度の上では大きな改革であったと言わざるをえない。

スコット提案による教育改革は、1980年代に各州が実施した教育に関する権限の地方への委譲の方向に沿ったものであり、地域住民の教育への参加を促し、それによって学校の活性化を狙ったものであった。それまでのNSW州が維持してきた過度の中央集権体制を全面的に改革したもので、その意義は大きかった。しかし、1995年の労働党の勝利により誕生したボブ・カー(Bob Carr)政権は、スコット提案による教育制度改革の再編を意図したものであった。すなわち、地域末端での教育行政をより効率的に実施する体制の確立を図り、同時に経費の削減を狙ったものであった。

本論は、労働党政権により実施されつつある教育行政制度再編の構想とその背景を明らかにし、今後の方向性を検討するのが目的である。なお、NSW州のこれまでの教育行政制度改革については、拙論ですでに明らかにしているので、必要に応じて言及するにとどめる。¹⁾

I. 教育行政制度再編の背景

1989年の、いわゆるスコット提案の中心的な狙いは、地域住民の教育への参加による学校の活性化であったといえよう。しかし1995年選挙での労働党の勝利は、カー政権を誕生させ、その教育政策の基本は、教育政策をより効率的に実施する体制の確立と教育費の経費削減であったと纏められよう。具体的内容は後記するが、スコット提案から約5年後の1995年に誕生した労働党政権が、従来の方角を大きく転換する再編政策を打ち出した背景は何であったかを検討すると、概略次のように考えられよう。

その発端は労働党政権が誕生する以前にあったと考える。それは国際諮問審議会(International Advisory Council- 以下IAC と略)のNSW州の公教育の質に関する1994年の報告書に対し、同年10月にNSW州教育省が回答した文書(NSW Department of School Education: Response to the 1994 Report of the IAC on the Quality of

Public Education in NSW)にみられる。このIACは当時のNSW州教育・訓練・青少年問題担当大臣が、同州の公立学校制度のあり方に対し国際的視野からの助言、指導、勧告を得る目的で設置されたもので、ケンブリッジ大学のハーグリーブス教授（Prof. David Hargreaves）を座長とする4人の委員で構成されたものであった。1993年から活動を開始し、1994年8月には専門的な領域に絞って検討した報告書を纏め、それに対し10月にNSW州教育省が回答したものである。

この中でIACは5項目の勧告を出したが、その第3項目で学校教育省は州、地域、学校の計画作成と実施のサイクルが一致するように検討し、調整することを挙げている。これに対し、NSW州教育省は1995年の優先計画をなるべく早く公表することや1995年から1999年にかけての重要計画を公表するなどを回答している。²⁾つまり、この時点で学校教育省は勧告に沿った形で州-地域-学校の体制を視野に入れ、それを1995年の優先計画で公表する考えを持っていたことがわかる。後記するように、再編の中心的課題の一つが州-地区-学校のもとで教育行政の効率化を狙ったことを考えると、このIACの勧告がその背景にあったことは間違いなからう。

一方、労働党が選挙のために1995年3月に作成した「学校教育に関する労働党計画」(Labor's Plans for School Education)も教育行政の再編を促した一つである。労働党が作成した計画は57頁にも及ぶ大部なもので、学校教育全般に関して記述している。この中で、労働党は学校教育の現状を次のように批判している。³⁾

- ・州の自由党はここ7年間教育を蔑ろにしてきている。
- ・生徒一人当たりの支出は他の州・区の平均より10%も低く最低である。確かに生徒一人当たりの出費は他の州・区より15%も少なく差が拡大している。
- ・小さな子供達に必要な識字能力の向上について殆ど関心をよせていない。
- ・コンピューターが学校に公平に設置されていない。
- ・NSW州の学校卒業生の一般的な知識は他の州と比較して最低である。
- ・学校での暴力行為の類は1989年の2倍になっている。

その他多くの点について批判をしている。これらは、選挙目当てのキャンペーンであるため誇張された部分もあろうが、当時の学校現場の傾向を伺うことは出来よう。地域住民の教育参加による学校の活性化を狙った1989年のスコット提案による教育改革は、種々の問題を露呈していたことが伺えよう。

教育行政体制についても種々批判し、再編の鍵に次のものを挙げている。⁴⁾

- ・学習審議会(Board of Studies)の構成とメンバーを検討し、他の審議会との重複を避け、初等教育段階の水準を上げるように注意を払う。
- ・学習審議会の予算と管理を分離させる。行政責任は教育大臣と共に有する。
- ・不必要な重複を改善するために教育・青少年省を廃止する。

・学校の管理者を上級職員から漸次移行させ、校長を学校経営を保証する権限を持つ地位に戻すように喚起する。

そして、労働党は教育の官僚体制を集権的にはしないと明記し、上記の項目について具体的に記した。例えば、教育局(Department of Education),教育省(Ministry for Education),教育大臣(Minister for Education)をもつことは不合理である、とか教育・青少年省(Ministry for Education and Youth Affairs)は不必要な官僚組織であるとした。そこで小規模で強力な権限をもち大臣と直接につながり、重要な鍵となる政策を研究する教育政策部(Education Policy Unit)を設置することなどをあげている。この結果は、総括的にみれば、中央ではより強力な教育行政機関の設置、地方では学校長に権限を持たせる方向を示したものといえよう。

このような選挙キャンペーンが、労働党の勝利により現実化されたのである。教育行政の再編計画の背景は、IACと労働党の選挙戦略の中に見いだすことができる。

II. 州学校教育省(The Department of School Education)の再編

1995年8月10日に全職員に対して出された「覚書」(Memorandum)は、その題には「学校教育省の構成と組織」(The Structure and Organisation of the Department of School Education)とあり、A4版で9ページに及ぶものであった。これがNSW州の教育行政制度の組織再編に関し出された最初の公式文書であった。

「覚書」には、その目的が二つ示されている。第一は州政府の700万豪ドル以上の支出削減に協力し、かつ1996-7会計年度で予算調整を達成するのに協力するためとしている。⁵⁾ これには、学校教育省管轄の組織が州では最大で、したがって予算規模も最大であるところから、支出削減を達成するためには重要な役割をもつものと見做されていた背景がある。現存の組織では、後記するように地方教育事務所の上級職員(Senior Executive Officer)の人数が多いために人件費が高く、支出削減を達成することは無理と判断して新しい組織への再編に踏み切ったわけである。第二は、州政府の支出削減に応ずることにより予想される減額された予算の範囲内で、十二分に運用できる教育面での新しい管理体制を作ることであるとしている。公立学校制度の中心は2,222校の学校であり、教育の機能はこれらの学校によって達成されるもので、学校を無視した如何なる外部の力では絶対に達成できるものではないとして、学校に焦点をおいた体制を作る必要があると、再編の目的を明記した。⁶⁾ つまり、再編の狙いは経費の削減と効率的な学校管理体制の確立であったと集約できよう。

「覚書」は、さらに学校自体の他に公立学校制度に関し、教育行政機関の管理の視点に次の5項目を挙げて、現状の体制を再編する必要性を説明している。⁷⁾

①諸基準が適合しているか確認する方法

- ②カリキュラム教材についての援助及び専門的援助を用意する方法
- ③スタッフ、財源、学校の施設・設備を維持する方法
- ④州政府の教育面に関する優先計画を実施するための方法
- ⑤公的機関である学校教育省の効率的、効果的な管理の方法

具体的には教育行政組織を現存の三重構造 (Cluster, Region, State Office) の体制を二重構造 (District, State Office) 体制に再編し、現在の10地域 (Region) を新しく40地区 (District) に分割して、教師や学校に対して行き届いた援助をする体制をとることとした。二重の行政による無駄を廃し、明確で簡潔な官僚体制を作りだすことが、地方の学校・教師や地域社会の要請に合った適切なサービスと質の向上に繋がり、かつ必要な経費節減の要求に応えるものであるとの認識にもとづいたものであった。そして、教育行政組織の再編により混乱や遅滞を招かないように、新しい教育行政組織には最新の情報技術計画によるコンピューターネットワークを導入する構想を示して、科学技術の先端を教育行政に導入しようとした。

全体的な内容は地方教育行政制度の再編に重点をおいたものであったが、州学校教育省、つまり State Office の体制の再編については次のような構想を示している。まず、現存の機能はそのまま残すとするものの、州内の地域事務所 (Regional Office) で行使してきた学校管理や資産管理の機能を州学校教育省で遂行するという注目すべき改正であった。⁸⁾

すなわち、・すべての財政管理制度の責任を含む財政管理

・昇任、転任を含む学校の人事

・資本管理と運用、契約の締結、建物の調査・獲得・廃棄

など、それまで州内の地域事務所を担当してきた機能を中央の State Office で行使するものとしたのである。その上、学校スポーツ、音楽演奏、演技、海外教員交流、遠隔地教育、選別学校の入学など従来州内全体で実施してきたプログラムを担当する部署を State Office 内に置くことにした。

したがって、州学校教育省自体の組織体制は変わらないものの、規模は大きくなり約400の職務が増加することになった。資産関連部署担当が約300、教授・学習関連部署担当が約60であった。そして、学校の人事関係については州内5カ所—Sydney, Western Sydney, Wollongong, Bathurst, Newcastle—に州学校教育省の出先機関を設置して担当するものとした。この結果、州学校教育省は697人の職員から1,100人と新しい体制では約400人の増加となった。この中、上級職員 (Senior Executive Service) は87人で、これには後記する地区教育長 (District Superintendent) 40人が含まれている。従来は165人の上級職員がいたので大幅な経費削減となるわけである。

今回の再編の目的の一つが経費削減であったところから、上級職員の削減はこの目的

に叶うものであったと言えよう。しかし、1989年のスコット提案により実施された地域への教育行政権限の譲渡は、州学校教育省の担当事務の大幅な増加となった今回の再編からすれば、寧ろ逆に州の中央に権限が戻る結果となったと言わざるをえない。これは、以下に記す地方教育行政制度の再編からも明らかである。

Ⅲ. 地方教育行政制度再編の構想

NSW州学校教育省が示した地方教育行政制度の再編に関する最初の公式文書は、前記した州学校教育省の再編に関して出された「覚書」(Memorandum)と同じものであった。地方教育行政の再編の構想は次のようであった。

学校区(School District)及び地区事務所(District Office)の設置は注目すべき改革の構想である。地方教育行政組織再編の中心である学校区は、州内の公立学校(初等・中等学校を含む)2,222校を40の学校区に分け、それぞれに地区事務所を設置し、従来の教育資料センター(Education Resource Centre)や学校群(Cluster)は廃止するという構想であった。したがって、一つの学校区には平均55校が存在することになり、地区事務所はこれらの学校の援助等にあたるものとした。とはいえ、この「覚書」では具体的な学校区の地域区分については記されていない。

一方、地区事務所については平均20人のスタッフを置くとしているが、これは各学校の援助のためにスタッフが週に2日は出かけられるようにとの配慮からであった。各地区事務所のスタッフは地区によりまちまちであるが、少なくとも次のスタッフは設置するような構想であった。

- ・少なくとも4人のカリキュラム コンサルタント(英語、数学を含む)
- ・問い合わせに答える主任
- ・技術担当主事
- ・学校-家庭連絡主事
- ・特殊教育主事
- ・福祉、給与、人事に関する教員援助に責任をもつ職員
- ・校舎等施設の維持、清掃管理に責任をもつ職員

この他にも地区の事情により必要な職員をおくこともできるが、州全体としては40地区800人の専門的職員を設置し、従来よりもより学校に密着した形で、良いサービス・援助をするという構想であった。⁹⁾

地区事務所の責任者は教育長(Superintendent)で、その職務は①一定の水準を達成することを保障すること、②その水準を達成するために学校に専門的援助を提供すること、③教育的にも財政的にも評価する方法を検討すること、④地区内の公教育の企画や設備の管理をすることなどを挙げ、地区内の校長と話し合いにより職務執行に関する同意書を作成するよう記している。¹⁰⁾

一方、これら地方教育行政を統括する州教育省については、前記したように担当部署

が増加したために約400 の職務が増加する結果となっているが、地区事務所の担当職員数を含めて総職員数を従来のものと比較すると下記の通りとなる。¹¹⁾

	現行	新
州教育省(State Office)	697	1,100
地域(Region)	1,635	0
地区(Districts)	<u>0</u>	<u>800</u>
	2,332	1,900

差引で432 の職、18.5% の減少となり、年に1,700 万豪ドルの削減になるとした。この中で上級職員は、地区事務所教育長40人、州教育省47人の計87人で、現行の165 人から78人の大幅な減員となり、高い給料で専用車を与えられている彼らの減員は財政的にも経費節減になるとの構想であった。

これらの実施時期について「覚書」は、部分的には教育長の任命を1995年第3学期中に行い、第4学期から職務を遂行させるとしているが、全体的には1996年12月から新しい体制に移行するとしている。これは、1996年1月11日に州教育省事務次官のケン・ボストン(Dr Ken Boston)が出した文書「'96年教育課題の実施」(Implementing Agenda'96)でも、実施計画を詳細に記述しているのからも明らかである。(後記)

「覚書」が出されてから1カ月後の1995年9月8日、学校教育省は「地区と州教育省の機能の原案」(Proposed District and State Office Functions)を発表した。この文書は、文中でも記しているように、教育行政組織の再改革に関する第二段階のもので、目的は州教育省及び地区事務所の権限とそれを実現する地区を示すことであると明記している。¹²⁾

まず、州教育省の事務を円滑に遂行するために、上記I. で記したように州内5カ所に事務所を設置するとした。それぞれ事務所長(Assistant Director-General)を設置し、各事務所は八つの地区の凡そ440校の学校の教育活動と人事が円滑に運営されるように援助する責任をもつものとされた。しかし、あくまで州教育省の組織の一部であって、地区事務所の権限を行使するものではなく、従来の地域教育事務所(Regional Office)に変わるものでもないことを明記している。¹³⁾ 設置された40の学校区と管轄の学校数は、次の通りである。¹⁴⁾

校数	校数	校数
1. Albury 60	2. Armidale 50	3. Bankstown 50
4. Batemans Bay 46	5. Bathurst 61	6. Blacktown 62
7. Bondi 54	8. Broken Hill 24	9. Campbelltown 63
10. Clarence/ 46	11. Denilquin 62	12. Dubbo 33

Coffs Harbour	13. Fairfield	59	14. Granville	52	
15. Gosford	51	16. Griffith	50	17. Hornby	58
18. Lismore	67	19. Liverpool	65	20. Maitland	58
21. Moree	62	22. Mt Druit	41	23. Newcastle Nth.	51
24. Newcastle Sth.	66	25. Northern Beach	60	26. Orange	51
27. Parramatta	54	28. Penrith	54	29. Port Jackson	59
30. Port Macquarie	48	31. Queanbeyan	59	32. Ryde	57
33. St. George	61	34. Shellharbour	51	35. Sutherland	61
36. Tamworth	51	37. Taree	64	38. Tweed Heads/	56
39. Wagga Wagga	61	40. Wollongong	62	Ballina	

上表でも明らかなように、平均は約55校ではあるが、最多はLismore 学区の67校、最少はBroken Hill 学区の24校と大きな差のあることがわかる。¹⁵⁾

地域的には、本文書で学区は大きな群 (Cluster)でもなく、小さな地域 (Region)でもないこと明記しているところから、スコット提案により設置された教育資料センターの区域がほぼ学区に匹敵するといえる。その理由は、教育資料センターは従前の一つの地域 (Region) に4カ所設置され、50校から60校を対象としたものであることからである。実際に従前の北部海岸地域事務所 (North Coast Regional Office) を例にみると、地理的条件から五つの教育資料センターが設置されていたが、本改革により前表の10、18、30、38の4カ所に学区が設置されており、教育資料センターの区域が学区設置の基準になっていることが、ほぼ確実と言える。

地区事務所の組織や設置する職員の地位及び職務についても、本文書は職務別に明示した。

1995年10月18日に学校教育省は「組織構成と職員の地位に関する提案」(Proposed Organisational Structure and Staff Positions) を発表し、各地区別の組織構成と職員の人数と地位を詳細にわたり示した。

地区事務所の職員数については、1995年8月に出された最初の文書では平均20人としているが、この10月の文書で示された人数をみると次のようであった。¹⁶⁾

職員数	地区事務所数	職員数	地区事務所数
16	1	23	3
19	1	24	5
19.5	2	25	3
20	1	26	3
20.5	8	28	1

21	1	28.5	1
21.5	2	29	2
22	3	30.5	1
22.5	2		

具体的に示した10月の文書から、最多は30.5人、最少は16人と、地区事務所により指定された人数にも大きな差があったことがわかる。

職員の種類についても地区事務所に大きな違いがみられる。例えば、アボリジニー社会連絡担当主事は40地区事務所の中、26地区で設置するとし、2人設置する地区事務所が4カ所ある。さらに、アボリジニー教育担当主事を設置する地区は9カ所あり、その中の2カ所は2人設置で、前記のアボリジニー社会連絡担当主事を2人設置している地区と重複している。さらに、アボリジニー教育相談員を10地区で設置しているが、これらは全てアボリジニー社会連絡担当主事を設置している地区である。つまり、40地区事務所の中、2地区はアボリジニー社会連絡担当主事とアボリジニー教育担当主事が各2人、それにアボリジニー教育相談員がいるわけである。この2地区はNSW州でもアボリジニーが多く住んでいる地区であり、地区の状況に合致するような職員の配置を考慮した構想であることが明らかである。

同じことが他の職員でもいえる。薬物教育(Drug Education)担当主事を10地区事務所に、ESL担当主事を7地区(中6地区は各2人)に、エスニック社会連絡担当主事を17地区に設置するなど、地区の特殊性を考慮した職員の配置であったといえよう。いずれにせよ、1995年の地方教育行政再編計画の中心は、前記の9月文書とこの10月文書によるものといえ、これにより組織構成及び職員配置の細部が提示されたのである。

その後、11月3日に最終文書である「組織構成と職員の地位」(Organisational Structure and Staff Positions)が発表され、新しい体制が実施されることになった。この文書は前記した二つの文書を総括したものであるが、職員の配置で多少の改正がみられる。すなわち、10地区事務所に特殊教育援助センター調整員(Special Education Support Centre Co-ordinator)を設置して、特殊教育相談員の援助をする体制をとったものの、9地区に設置していた交通安全相談員(Road Safety Consultant)を全廃している。¹⁷⁾

いずれにせよ、この文書により従来の地域教育事務所の職員は、新体制のもとで再雇用されるか新しい地位に応募するかを選択を迫られることになったが、1996年末までの完全実施を目指して再編は実施されることになった。

IV. 再編の実施

新体制への移行に際し重要かつ最大の課題は、再編時に地域教育事務所に勤務する職員の配置転換である。これに関してNSW州学校教育省は、最終文書が出された1995年11月3日に「職員広報」(Staff Bulletin)第11号を発行して、地区事務所勤務の職員を公募し始め、以後の広報でも州内の地区事務所に勤務する職員の公募を積極的に実施した。上記第11号は各ページに平均6-7ポジションを公募し、全体では91ページにも及ぶ大部なもので、最終ページには応募用紙を添付したものであった。¹⁸⁾

一方、現に勤務している職員の配置転換についても、NSW州学校教育省は「再編により影響のある職員の配置」(Placement of Staff Affected by Restructure)と題する文書を出して不利益を被らないよう配慮した。それは次のようであった。¹⁹⁾

- ・学校教育省は再編に伴い影響のある職員全員に学校教育省内あるいは他の公共部門で適当な地位が得られるよう最善の努力をする。
- ・職が廃止される常置の職員は、他の職に移るか教育省内で欠員が出た場合に優先的に職に就けるよう配慮する。
- ・空席の職は教育省内で充足するためのあらゆる努力が終わるまで外部に公募しない
- ・新地区事務所やSydney, Western Sydney, Wollongong, Bathurst, Newcastle にある州出先機関に移ることを希望する職員を支援する。
- ・学校に戻ることを希望する指導主事には学校に優先的に戻れるよう配慮する。
- ・教育省内の職に移ることの出来ない常置の公共サービス職員は、公立雇用事務所の労働管理センターから公共部門で適当な職が得られるよう支援される。
- ・職員の配置転換に関する具体的方法は組合と交渉して決める。

大きな再編をする場合、避けて通ることの出来ない職員の配置転換を、NSW州学校教育省は多方面から配慮したものといえよう。

さらに、教育事務次官のケン・ボストン(Dr Ken Boston)は1996年1月11日に「96年実施日程」(Implementing Agenda '96)を出し、再編を促進させた。²⁰⁾ これは、①96年実施日程と組織としての計画、②管理者の計画と報告、③地区事務所の計画と報告、④学校の計画と報告からなり、中央の教育省から学校現場に至る各段階での実施計画と成果の報告をさせるものであった。その最初に「96年実施日程」は学校教育省の基本計画であり、実施勧告の文書であると明記し、さらに96年の再編の方向を示し、かつ基本的な戦略策を確認するものとして、文書の重要性を位置づけた。副題に「1996年の学校、地区事務所、州教育省の計画」とあるところからも伺えよう。文書は、州教育省関連が基本姿勢を含めて10項目、その他②から④までは5項目乃至4項目で構成され、各段階で実施する際の基本事項を示している。文書全体を通じて言えることは、スコット提案以降進められて来た地方への教育権限の譲渡の方向が、州教育省の権限拡大の方向に逆行しているのではないかと思われる。論拠は、州教育省、

地区事務所、学校の行政系統を明確化した中で、地区事務所や学校の計画及びその実施に関し、州教育省の設定した「96年実施日程」の方針の実施を求め、かつ実施した事項に関する報告を逐一求めていることである。この点に関する筆者の疑問に対し、インタビューした数カ所の地区事務所教育長は州段階の関与が大きくなったことを認めていることから言えよう。

1996年3月1日には「職員広報」第25号で、州教育省と地区事務所が機能するまでの職員の雇用・配置を含む日程を示し、再編後のこれらの機関の実質的な活動を開始させた。²¹⁾ 地区事務所を例に示すと、次の通りである。

- ・1995年第4学期 地区事務所教育長、教育保障担当主事、事務職員の任命
- ・1996年第1学期 識字相談主事、数学指導主事、職業指導主事、E S L指導主事、薬物教育指導主事、アボリジニー教育指導主事、その他教育指導関連主事の大部分、事務職員の任命
- ・1996年第2学期 資産担当職員、技術顧問
- ・1996年第3学期 学生・生徒サービス、福祉担当職員、特殊教育担当主事、人事担当職員、職員福利担当職員
- ・1996年第4学期 事務所管理者
- ・1997年第1学期 心理・健康相談員

同じように、州教育省の組織再編の日程を示したが、この再編政策は実質的に1996年一年間で新しい体制に移行しようとするものであった。

再編の実態をNSW州北部のリズモア地区事務所を例に検討しよう。地区教育長のグレグ クローク(Greg Cloak)は1996年6月13日に「リズモア地区プロフィール」(Lismore District Profile)を公表して、地区の状況を報告している。²²⁾ これは、前記した「96年実施日程」の方針に沿って州教育省に提出したものである。

報告書はパートAで位置と地域特性、人口や他のデータ、例えば一人親家庭の割合、家族年収、初等学校在籍率、雇用状況など、パートBで段階別学校数、基本統計、保有の教育財産、生徒サービスの状況などを記し、さらにアボリジニーの教育に関する生徒とスタッフなどの表、その他で11ページからなっている。

注目すべき点は、1995年8月の文書で平均20人の職員と記し、同年10月の文書で地区事務所別に人数を示した際に、このリズモア地区は21人の職員とされたにもかかわらず、27人が地区事務所の職員一覧に明記されていることである。1995年10月の文書で記されていない職員としては、スポーツ担当(2人)、少年補導、教育保障担当、巡回読書指導、教員研修担当などがいる。²³⁾ これに関し、クローク教育長に尋ねたら、リズモア地区事務所はこの地域では中心的な存在であるため、近隣の地区事務所と

共同で数名の職員を採用し、リズモア地区事務所に常駐する体制をとっているとのことであった。いずれにせよ、地区事務所段階の実態は州教育省の示した再編政策のもとで現実に進行していることがわかる。

結語

N S W州の1995年に公表され、現在進行中の教育行政制度の再編について考察してきた。これに対する評価はまだ時期尚早であるが、州の学校教育省及び40地区の地区事務所の設置は終わり、すでに教育行政活動は展開されている。

そこで、1995年の再編はどのような意味をもち、どのような課題が提起されるであろうかについて纏めたい。

本再編政策は、1989年のスコット提案により示され展開してきた地方への教育権限の委譲の方向が大きく変えたと言わざるを得ない。労働党政権は教育の集権化はしないと党の教育計画に明示しているものの、中央-地区-学校の体制で、地区事務所の人数を大幅に減らしたことは、地区では教育事務全体を処理することは無理で、中央の指導を仰がざるを得なくなり実質的には集権化体制を意味することになる。この方向の転換は1980年代に各州で実施され、1990年代になって一部の州がその再検討を進めているものと同じ流れにあるとも考えられる。例えば、1992年のビクトリア州の改革、1996年の南オーストラリア州の改革、年末に予想される西オーストラリア州の改革などがそれである。いずれにせよ、教育権限の地方への譲渡の流れとは反する方向が打ち出されていると考えられ、大きな意味を持つものとする。これは、一面では広大な国の地域末端で地域住民の教育参加を待っている、州・区の教育政策の浸透を図る上で限界性が認められたとも考えられる。というのは、労働党の教育計画の中でも政策の浸透が不十分であり、平均すると他の州との間に差が生じている状況を指摘していることから言えよう。

次に、学校現場、つまり校長の手腕が広範囲で問われる再編といえよう。従来は州のもとで地域教育事務所があり、その下に学校群が設定されていたため、そこで学校間の調整が可能であった。しかし、再編後は各学校の責任が今まで以上に大きく、学校審議会 (School Council) の役割が前面に出てこざるを得ない。したがって、校長の学校経営や学校審議会への係わり方が重要な鍵となる。この点に関し数名の教育長に面談して尋ねた際、この意見に同意し、すでに経営能力のある校長とそうでない校長の間に差が出ていると語っていた。確かに経営能力のある校長がいる学校は活性化されようが、逆の場合は地区事務所及び州学校教育省の干渉が増加する結果となることは明らかである。

経費削減が主要な狙いであったこの再編は、地方段階では人数が削減されたものの、

州教育省では多くなっており、どの程度の削減になるか今後注視する必要がある。
1995年の再編は、以上の点で重要な意味と課題を内包したものであると考える。

[注]

- 1) 拙論「ニューサウスウェールズ州の教育改革」『比較教育学研究』17 日本比較教育学会など
- 2) Dept. of School Education; Response to the 1994 Report of the IAC on the Quality of Public Education in NSW; 1994, p. 8
- 3) Labor Party; Labor's Plans for School Education; 1995, pp. 2-4
- 4) Ibid., pp. 51-53
- 5) Dept. of School Education; The Structure and Organisation of the Department of School Education; 1995. 8 p. 1
- 6) Ibid., p. 1
- 7) Ibid., p. 2
- 8) Ibid., p. 4
- 9) Ibid., p. 3
- 10) Ibid., p. 4
- 11) Ibid., p. 5
- 12) Dept. of School Education ; Proposed District and State Office Functions; 1995. 9 pp. 2-3
- 13) Dept. of School Education; The Structure and Organisation of the Department of School Education; 1995. 8 pp. 5-6
- 14) Dept. of School Education ; Proposed District and State Office Functions; 1995. 9 pp. 4-18
- 15) Ibid., p. 19
- 16) Dept. of School Education; Proposed Organisational Structure and Staff Positions; 1995. 10 pp. 4-44
- 17) Dept. of School Education; Organisational Structure and Staff Positions; 1995. 11 pp. 1-40
- 18) Dept. of School Education; Staff Bulletin, No 11, 1995. 11 pp. 1-91
- 19) Dept. of School Education; Placement of Staff Affected by Structure; 1995 p. 1
- 20) Dept. of School Education; Implementing Agenda; 1996. 1 pp. 1-3
- 21) Dept. of School Education; Staff Bulletin, No 25, 1996. 3 p. 2
- 22) Lismore District; Lismore District Profile; 1996. 6 pp. 1-11
- 23) Ibid., Table 8

オープン学習に関する一考察
～クイーンズランド州を中心に～

横浜国立大学 大学院

松本 浩次郎

はじめに

オーストラリアの教育の特徴の1つとして、多様な通信メディアの教育への利用が「通信教育（Correspondence Education）」から「遠隔教育（Distance Education）」という形で発展してきたことが挙げられる。それは、広大な大地に分散した学習者の学習機会を保障する手段として、不可欠なものである。

特に、近年のパーソナル・コンピュータを媒体とした通信ネットワーク技術の急速な成長と急激な教育改革の動向は、遠隔教育の方法を1つの手段として取り込んだ、学習者中心の哲学に支えられた新たな学習概念を生み出している。

1992年の連邦政府の資金援助によるOLA（Open Learning Agency of Australia）設立以降、オーストラリアでは、遠隔教育の手法に学習者の自律的学習（Self-directed Learning）への要求を組み込んだ「オープン学習（Open Learning）」が主として高等教育（Tertiary education）を中心に活発化し、教育機会へのアクセスを容易にするための重要な手段となっている。そして、それは各州管轄の、就学前から中等教育まで（以下P-12と略）、においても、顕在化しつつある。

本稿では、オーストラリアにおけるオープン学習の概念を明らかにしたうえで、それがP-12の段階にも導入されてきたことの原因と課題について、クイーンズランド州（以下QLDと略）を事例として考察することを目的とする。

1. 「遠隔教育」と「オープン学習」

まず、「遠隔教育」と「オープン学習」の概念を区別しておきたい。両者は組織とカリキュラム分配の異なる側面に関係し、かつ混同して使われる場合が多いためである。

ERICデータベースによれば「遠隔教育（Distance Education）」とは、小さな教室あるいは教室のない状況もしくは生徒と教師の対面接触以外における、コミュニケーションメディア（通信文・ラジオ・テレビ・その他）を介した教育と定義され、1983年に用語として導入されている。

また英国の著名な遠隔教育学者であるキーガン（1980）は、より具体的に以下の6

つの主要な要素を示している¹⁾。1.教師と生徒の分離。2.プライベートな学習とは一線を画するところの教育的組織の影響。3.教師と生徒をつなげ、教育内容を運ぶためのテクニカルメディア、一般には印刷物の利用。4.生徒にとって有益でかつ、対話を始めることができる双方向コミュニケーションの供給。5.教訓的かつ社会化の目的のための、ときおりの集会の可能性6.教育の産業化された形式への参加。

QLDでは、このキーガンの定義を踏まえ、「遠隔教育は主として教師と生徒とが対面できず、教育目的達成のために、メディア（伝統的に印刷物）とコミュニケーションシステム（伝統的に郵便）に頼る場所での学習に適合するもの」と定義している²⁾。

次に「オープン学習」の定義について考察してみたい。従来、オープン学習は「オープン教育（Open Education）」と表現される場合の方が多かった。しかし、特に1990年代以降、「開放性（Openness）」という同じ方向性をもつものの、学習者が自由な意思に基づき、自分にあった手段と方法によって学習を行なうという点をより強調する意味で、「オープン学習（Open Learning）」という表現が増えてきたのである。これには、効果的な「学習」への支援が「教育」であり、また教師の役目と考えられるようになってきたことが影響している。

1970年代以降、オーストラリアの教員たちは「オープン教育」を態度についてのオープン、つまり価値観が自由という意味において解釈し、もう1つの見方として物理的にオープン（オープンスペースやチームティーティング）ととるものもあった。また、オープン教育は学校が地域に対してオープンであることと、学校の可能性と機能についての意見がよりオープンであることも意味すると考えられてきた³⁾。

このように、「オープン学習」の定義は抽象理念的だが、オーストラリア連邦議会下院の雇用教育訓練に関する常任委員会は、ANU名誉教授のジョンソン（1990）の定義を有効と認めている⁴⁾。

すなわちオープン学習は制度や技術というよりはアプローチを意味するとし、以下の4つの要素を挙げている。1.教師や教育機関の関心ではなく、個々の学習者の要求に基づく。2.生徒に、何を、いつ、どこで、どのように学ぶかについて可能な限りのコントロールを与える。3.一般に遠隔教育の分配方法と教育工学の設備を使う。4.教師の役割を知識の源から学習のマネージャーや促進者へと変化させる。

QLDにおいても、「オープン学習」は、「遠隔教育」と頻繁に関連し、それを1つの戦略として組み込むものと考え、一般に、システムや制度の要求に個人を合わせるというよりは、個人の要求に合致させる、学習者中心の考え方として特徴づけている⁵⁾。

本稿ではオーストラリアにおける「オープン学習」に関し、連邦議会が採用した定義にしたがって論を進めていく。そして両者の枠組みに関しては、ヒギンス（1994）がオープン学習を語る上で、その核となる方法を遠隔教育と考え、次のような図を示して

いるので参考にしたい⁶⁾。

つまり「通信教育」という伝統的な用語は、80年代以降の通信メディアの発達によって、それらを利用した構外教育を意味する「遠隔教育」にとってかわられた。しかし、「遠隔教育」は対象が限定的な概念であり、生涯学習時代に対応した、学習者中心のより柔軟な教育機会へのアクセスを意味する概念として「オープン学習」という概念が使われるようになってきたのである。

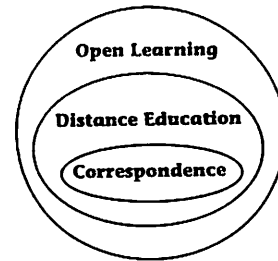
要約すれば、「オープン学習」は密接に「遠隔教育」と関連し、その方法をその1つの手段として組み入れるものと考えることができよう。

2. オープン学習の普及

「オープン教育 (Open Education)」という言葉の普及は、1971年にロンドンで「オープン大学 (Open University)」⁷⁾ が設立されたことから始まる。オープン大学では、ラジオ、テレビ、フィルム、オーディオテープ、そしてコンピュータが補助的学習材として使われ、これらのメディアの統合利用がオープン学習の成長を促進してきたのである。また成人教育の供給、教育放送の成長、教育における平等主義の広がり、オープン学習を導いてきた。また、1973年にユネスコによる「生涯教育論 (Learning to Be: The World of Education Today and Tomorrow)」の出版は、型にはまった従来の教育に代わりうる学習方法への関心を高めた。1980年代にはイリイチ、ライマー、グッドマンらに代表される、いわゆる「脱学校論」のムーブメントが、オープン学習の先駆者として、制度化された学習の信頼性の欠如を露にした事実も影響を与えたのである⁸⁾。

オーストラリアにおけるオープン教育に関する開発への注目はまず連邦政府段階、つまりは高等教育 (Tertiary Education) 部門で払われた。1971年、オープン大学が順調な進水をした後、ときのオーストラリアの教育大臣キム・ピアズレーは1973年のオープン大学の委員会に、オーストラリアにおけるその可能性の調査を任命委託した。1973年の委員会は大学を超えた「オープン教育」の可能性を明らかにした。その委員会は1974年に出された報告書に「オーストラリアにおけるオープン高等教育 (Open Tertiary Education in Australia)」という題目をつけ、高等教育

図1 オープン学習の概念枠



- incorporates correspondence and distance education students and techniques;
- includes students in any school;
- techniques can be used by all teachers, not only those at SDEs;
- uses distance learning materials as a source;
- may incorporate real-time technology;
- is useful for teacher support and in-service work.

(出典: Higgins, A., "The Wiltshire Report: Implications for Open Education", *Open Education Vol. 1. No. 2*, 1994, p. 9)

におけるオープン学習の国家的機関を設立することを提案した。それは高等教育にアクセスする機会を拡大するために、学内と学外のコースの供給者と共同していくことであった。1975年に出された最終報告では、各学習機関間の履修単位の振り替え、オープン学習コースの広報活動、ベンチャー事業としてのテレビオープン学習（特にABC: Australian Broadcasting Corporation）の役割が検討された。最終的にその提案は実行されなかったが、オープン高等教育に関する委員会の申し出のいくつかは先に触れた1992年のOLAの設立として結実したのである⁹⁾。

1990年に雇用教育訓練国家委員会によって報告書「オープン学習（Open Learning）」が出されて以来、連邦政府はオープン学習を通して教育と訓練の範囲を強化しアクセスすることを狙った一定の国家主導と政策目標を強く約束してきた。

1994年と1995年に同委員会が出した報告書「オーストラリアにおけるオープン学習の発展に関する調査研究パート1及びパート2（Inquiry into the Development of Open Learning in Australia part1,1994 / part2, 1995）」では、すべてのオーストラリア人がオープン学習から享受する利益を利用できるようにすることを保証することを、連邦が約束。この中で連邦はその代表的な機関としてOLTC（Open Learning Technology Corporation）¹⁰⁾、OLA（Open Learning Agency of Australia）¹¹⁾、OLESS（The Open Learning Electronic Support Service）¹²⁾の3つを挙げている。

その他の高等教育機関においても独自にオープン学習コースを学外に供給しており、OLA、OLTC、OLESSはオーストラリアのオープン学習の活動の一部分を占めるにすぎないが、雇用教育訓練国家委員会は、これらの3つの機関を、高等教育（Higher Education）部門のみならず、職業教育や訓練及び学校教育部門において、オープン学習の将来的発展に重要な役割を担うものとみなしている。

特にOLTCは、1996年より、政府の委託でインターネットを利用した世界初の連邦国家規模の総合的な教育ネットワークサービスである（Education Network Australia:<http://www.edna.gov.au>）の運営を開始している点で注目されている。

高等教育におけるオープン学習は、70年代以降の生涯学習への流れの下、遠隔教育のコースを供給していた各教育機関が独自に行なってきたが、1990年代に入り、連邦政府主導でその経済的合理化のためのゆるやかな機関の統合と配信テクノロジー開発支援の条件整備が進められていると言えよう。

3. 学校教育とオープン学習～QLDを事例として～

次に、P-12へのオープン学習の導入についての現状を把握することについて、QLDを取り上げて考察を進める。

各州のなかからQLDを選んだ理由は、第一にオーストラリアで最も古く、1901年からの構外教育（External Studies）の伝統を持ち、かつ遠隔教育（通信制含む）関連の学校の在籍生徒数が連邦最大であること¹³⁾。第二に、高等教育段階において州独自のオープン学習組織を有し（Queensland Open Learning Network）、P-12段階においても教育省がオープン学習の革新的な条件整備に取り組んでいることである。

なお、州段階に焦点を当てたのは、オーストラリアの場合、P-12は州・直轄区が管轄しているからである。

（1）構外教育の経緯

まず、オープン学習と関連性の強い構外教育の経緯について簡単に触れたい。

笹森（1992）は、QLDについて、「遠隔地教育に関する施策は他の州をリードしてきた」とし、その遠隔地教育、つまり構外教育の実態を考察の対象として詳細に取り上げているため¹⁴⁾、ここでは概略に留めたい。

QLDの構外教育の歴史はオーストラリアで最も古く、1901年の巡回教師（Itinerant Teacher）制度にまで遡る。その後1922年には通信教育（Correspondence Education）、1960年には放送学校（Schools of the Air）が開設された。これらはオーストラリア第2の面積をもつ州の末端にまで教育の機会の保障を行なうために、ブリスベンの教育省が集権的な教育政策を展開した結果であった。

しかし、1973年に連邦学校委員会が出したカーメル報告以降、「公正（Equity）」の理念の下、地域社会や学校への緩やかな権限委譲と多様化に伴う遠隔地への補償教育への動きを反映し、教育条件整備にも変化の兆しが見えはじめる。

まず、1979年のアハーン特別調査委員会の中間報告はQLDにおける遠隔地の教育サービスの配信に関して、ブリスベンにある設備やサービスからの距離の遠さに関係なく、遠隔地に住む多くの子どもによって経験されている教育的不利益とすべての人に平等な教育機会を提供することを強調した¹⁵⁾。

この段階では、公正の理念の具体化として、教育機会の均等と公平の実現は、まだその対象を遠隔地に住み教育条件にハンディを負っている人々に限定して論じられている。しかし、その後徐々に、構外教育はその対象を拡大する方向に進んでいく。

遠隔教育という用語は1980年代より世界中で普及し、この頃よりオーストラリアでも構外教育を示す新しい言葉として使われはじめた。1986年に出された遠隔教育に関する行政諮問委員会（Ministrial Advisory Committee on Distance Education）の報告書によって、地域の放送学校はより近代的なコミュニケーションセンターとして生まれ変わり、6つの「遠隔教育学校（School of Distance

Education)』として再編成された。そして1989年には、ブリスベンにあった3つの通信制学校が統合されて7番目の遠隔教育学校となり、遠隔教育のカリキュラムと教材開発の支援部局を同所に配置したのである¹⁶⁾。

遠隔教育学校の主な仕事は地域の実情に応じた教授・学習法の修正、能率的で効果のある教育サービスの供給のためのテクノロジーの適合、保護者や家庭内教師への援助、家庭訪問である¹⁷⁾。ちなみに、1996年現在で、チャールビル、ロングリーチ、マウントアイサ、チャーターズタワーズ、ケアンズ、キャプリコーニア（ロックハンプトンとエメラルドに分校）、ブリスベンの7つの遠隔教育学校があり、ブリスベンとマウントアイサには成人教育のコースが設けられている¹⁸⁾。

笹森（1992）は遠隔教育学校に関して、注目すべきこととして、「在籍できる者の中に成人で再教育を希望する者も含まれていることであり、子供だけではなく成人もその対象とされ、成人教育の一端も担っていることは看過してはならない」と指摘している¹⁹⁾。

遠隔教育の手法の利用者の大多数は隔絶された生徒であるが、より大きなグループを対象とするようになったのである。つまり、隔絶、健康上の問題、生活様式などの理由で学校に出席できない生徒の他に、現時点で自分の所属する学習機関では要求が満たされない生徒（成人をも含む）、その他重要な要求をもつ者をも含めるようになったのである²⁰⁾。

このことは、誰にでも学習者の柔軟な学習機会へのアクセスを保障しようという、生涯学習の文脈に学校教育も含み込まれてきたことを意味する。また、当時の労働党政権下で、教育上の不利益を被っている人々への教育機会の保障と共通した方向性をもつものである。

ブリスベン遠隔教育学校では、成人教育以外に、一般のセカンダリー（Year 8-12）スクールの生徒に、自分の学校のカリキュラムで充足できない科目を校長の許可を得て、自分の在籍する学校にいながら（School Based）学習できるコース（教師の出張もある）を提供している。メディアとしては電話、コミュニケーション用の高周波（短波）ラジオ（High Frequency Radio）と印刷教材が主だが、オーディオグラフィックスやファクシミリなどが利用されはじめている。これは、オープン学習に遠隔教育の手法が統合されて、学習者により多様な選択機会が提供されるようになってきていることを意味している。

以上、1970年代以降、伝統的な構外教育の分権化が進み、地域の学習情報基盤が整備されたこと。そして分権化とリンクする多様化への対応策として、学習者個人の要求を具体化するために遠隔教育の条件基盤が、近年、対象を拡大して利用され始めたこと。そして通信テクノロジーの急速な発達による時間と距離及び接面感覚の克服が次節で触

れるオープン学習に繋がったといえよう。

(2) オープン学習導入の背景

次にQLDのP-12において、オープン学習の理念が具体化され、遠隔教育をもその傘の下に包含してきた背景を明らかにしたい。

第一に、1970年代以降、連邦段階で展開してきた教育行政の分権化（Decentralization）と学校段階への権限委譲（Devolution）の流れの中、1991年、QLDでも大規模な組織再編成が断行されたことが挙げられる。理由は教育官僚組織が強くなりすぎ、教育の本質が見失われてきているのではという反省が出されたためである。具体的には教育省の権限縮小と地域の学校への権限委譲が進展し、州内の11学区に45カ所の「学校支援センター（School Support Centre）」を設け、管轄内の学校で使用できる教材や補助教員派遣、研修などを扱うようになった。加えて、州全域を包括する3つの支援センターとして、アボリジニー及びトレス諸島民教育支援センター（Aboriginal and Torres Strait Islander Education Support Centre）、障害者支援センター（Low Incidence Support Centre）、そしてオープン学習を支援するためのオープンアクセス支援センター（Open Access Support Centre:以下OASCと略）が設置されたのである。

その青写真は、1990年に教育省が出した報告書『学校に焦点を：生徒への教育サービスの将来組織（Focus on Schools：The Future Organization of Educational Services for Students）』であった。『学校に焦点を』は教育組織に新しいパラダイムをもたらした。つまり、学校が地域への教育分配の中心であるという新しい考え方である。将来的に、教師とともに地域社会が遠隔地教育サービスの分配に責任を負い、地域の教育要求や優先事項を明確に表現するのみならず、より大きな教育的公平と社会的正義を後押しすることが期待されているのである²¹⁾。

学校に基礎を置く意思決定を促進する組織的な構造が発展し、このことが、生徒へのより良質で適切な教育を提供する機会を学校に与えたのである。すなわち学校が地域社会の関心や生徒の要求や関心、職員の専門性や経験、物理的資源の活用に応えるためのカリキュラムプログラムを計画することが期待されているのである。そして、そのカリキュラムプログラムの計画実行への支援の条件基盤がOASCをはじめとする各センターであるといえよう。州全域に及ぶガイドラインの範囲内で各学校がセルフマネジメントの方向へ向かえるように、導き支援することが行政の役目と認識されるようになったのである。

この報告書が出された時点では、オープン学習は「オープンアクセス教育（Open Access Education）」と表現され、オープンアクセス教育は、すべての生徒に、最も彼等の要求にあうところのカリキュラム選択とプログラムにアクセスすることを可

能にする戦略と実践であると定義された。そして上記のオープン学習のための新しいセンターが作られることが提案された。その導入は教育省の遠隔教育への継続的な責任関与と「教育：あなたの意見を持とう (Education: Have Your Say)」諮問過程の関心に答えるものであった。諮問過程では、特別な要求をもった生徒、アボリジニー、トーレス諸島民、移民、社会経済的に不利な者、そして地理的に隔絶されている者を含むすべての生徒に、教育的機会の最大化と支援サービスにアクセスできるようにすることが執拗に強調された。そして注目すべきことは、「セカンダリーの生徒にとって、特に辺地 (rural) においては、より広い科目選択とテクノロジー資源 (Technological Resources) へのアクセスを与えられなければならない」とされたことである²²⁾。

ある程度は距離を考慮しながらも、対象を遠隔地に限定せずすべての学習者の置かれた状況に応じていくことが問題にあがってきたのである。遠隔教育のインフラストラクチャーをオープン学習に統合活用しようという意図が、ここにも見られる。

(3) OASCの構造

前節で述べた学校に基礎を置く教育改革を経て、1991年に州全域の遠隔地教育をも含むP-12のオープン学習を支援する目的でOASCが設置され、現在活発なプロモーション活動を展開している²³⁾。

ここでは、OASCがどのような構造と役割をもつのかについて明らかにしたい。これは、先に触れた遠隔教育学校のプリスペンセンター内に置かれていた支援部局 (僻地の子どもの特別教育部門含む)、及び教育省の出版部局、材料開発部局、フィルム・ビデオライブラリーとそれに関連したガイダンスとカウンセリング部局、移民教育部局、学習テクノロジー部局が統合してできた支援センターで、遠隔教育学校のプリスペンセンター (ウエストエンド) とは独立したハイテクビル (ウーロンガバ) に位置する。

ここでも注目すべきことは、OASCは遠隔地教育プリスペンセンターと同所に置かれていた遠隔教育のカリキュラムと教材開発の支援部局が独立し、教育省の他の部局と合体して設立された事実である。

換言すれば、州内各地域の遠隔教育学校はOASCが作成したオープン学習カリキュラム教材を利用することになったのである。これはオープン学習の概念が遠隔教育に起源がある一方で、将来的な供給対象を、孤立した学習者のみではなくすべての学習者の要求に焦点をあてていく方向にあることを示している。

OASCの役割は主にP-12のオープン学習の促進と支援であり、学習者の状況に最も適合するペース、時間、場所と形態で教育にアクセスすることをすべての学習者に可能にすることである。また学習の機会を拡大する学校、とりわけ遠隔教育学校や各学区内の学校支援センターへのカリキュラム開発や教師の研修プログラム開発の支援をも行

なっている。教師や地域の学校支援センター職員からの依頼に応じて学習プログラムのデザイン・開発・生産を行ない、生産された教材（印刷物・ビデオ・カセット・CD-ROMその他のソフトウェア）はカタログ販売で一般の利用も可能である。

また、対面式の教授法よりもむしろテクノロジーに基礎をおくオープン学習の方略の可能性と実行を探究する役割を持ち、教育省がサーバー管理するIAN（Information Access Network）というダイアルアップ式データベース通信サービスや政府の人工衛星ネットワークを利用したテレビ通信講座やテレビ会議のデザインも運営している。

利用対象者はP-12の生徒に限らず、教諭、司書教諭 司書、管理職、遠隔地教育学校、学校支援センター、教育省職員をも含むすべての“学習者”を対象としているのである。主な部局として、オープン学習開発部局（調査と開発）、オープン学習プログラム部局（オープン学習、遠隔教育、職業開発について模範的オープン学習プログラムの開発）、オープン学習情報部局（情報サービス網の開発）、オープン学習教材開発部局（良質な支援教材～オーディオ、ビデオ、ソフトウェアの開発）がある。また生徒・親・教師・教育労働団体の代表者で構成される諮問会議を有している。

OASCは遠隔教育の範囲を広げ、遠隔教育支援部局を教育省の他の施設やサービスと結合させ、より広い概念としてのオープン学習時代の到来を正式に認めるものである。そして伝統的な遠隔教育は一般の教育の供給にとってより広い意義をもつようになり、オープン学習の文脈において、遠隔地の家庭や何らかの理由で学校に登校できない子どもへのサービスは最も重要であることには変わらないが、それに限定するのみでなくなったことが明らかである。教育機会の均等が一定の成果を収め、生涯学習時代に対応し、学習機会の拡大の方向にも動きは始めているのである。

4. オープン学習の課題

次にP-12でオープン学習を展開していくにあたって、教育条件整備上何が課題となっているのかを明らかにしてみたい。

OASCのコーディネーターであるポストル（1992）はQLDにおけるオープン学習を分析する枠組みとして以下の3つの主要概念を挙げ、課題と解決策を提案している²⁴⁾。

（1）「アクセスのしやすさ（Accessibility）」

生徒に自分にあった時間、場所、学習のパッケージを選ぶことへの要求へのより大きな認識とすべての学習者がオープン学習材の潜在的な利用者であることへの認識が必要である。

（2）「コミュニケーション（Communication）」

教師と生徒の間の物理的隔たりに橋渡しをすることであり、必要な改善としては、伝統的な放送と紙よりもより広い分配の方法への認識とオープン学習の状況へ教師を準備

させることへの要求のより大きな認識を挙げている。

(3)「相談 (Consultation)」

生徒の要求に答え、クライアントが何を欲しているかということとプログラムのなかに何を必要とするのだろうかということとの違いと意味合いの理解することの必要を述べている。

このほかには、費用 (Cost) の問題がある。オープン学習自体、その性質上、設備や移動費の節約及びテクノロジーベースの学習材の共有化という意味において費用効果を見込んでのものである。

しかし、OASCで生産される教材は人的、物的、金銭的費用のかかる社会的資源である。州は学習材の開発費用が高くなることを受け入れた上で、それを乗り越え、遠隔地の生徒やカリキュラム選択が厳しく制限されている状況の生徒に分配される教育は、できる限りその他の場所に分配される教育と等しくなければならないことを確認する責任があるとしている²⁵⁾。

そして解決策としてクイーンズランドカリキュラム開発公社の設立を提案し、地域の主導、仲介、または他からの材料の適合などの方法でカリキュラム教材の生産を行ない、OASCの負担軽減と将来的な費用効果を期待しているのである²⁶⁾。

オープン学習に関しては、この領域自体における新奇性と認識不足、適切な教授材料や教師の専門知識の欠如、それに加えて費用の問題が追求する道を困難にしているといえよう。

現段階では、生徒が所属する学校にない選択科目の学習パッケージ (マルチメディア教材含む) を各支援センターから派遣された補助教師の下、学校内で自律的学習することが通信テクノロジー利用による学習より多く、生徒が直接OASCにアクセスすることが多くないのが現状である。OASCは現段階では、教師の授業支援のための学習情報センターの感を否定できない。今後は先の課題を踏まえた上で、学校内でのカリキュラムの柔軟性と学習配信方法へのより学習者中心のアレンジが必要といえよう。

おわりに

1990年代以降のオーストラリアにおいてオープン学習が顕在化してきた理由は大別して、以下の2つに集約されよう。

第一に、通信テクノロジーの急速な発達による学習の柔軟な分配方法が、遠地教育の情報基盤と融和したこと。つまり、生涯学習時代を背景に高等教育段階を中心に展開していた学習パッケージの分配手法を、P-12段階での遠隔教育が取り込み、学習へのアクセスに困難を感じているすべての学習者へと、その対象を拡大する方向へと動き出したことである。

第二に、学校への権限委譲と地域の学校参加を志向する教育改革の進行である。そして、この改革を支えた基本理念としての「公正 (Equity)」「アクセス (Access)」「参加 (Participation)」の方略の果実がオープン学習であった。公正とは教育機会の均等と拡大及び補償、アクセスは学習者主体の自律的学習の確保、参加とは学校の意志決定に保護者や地域社会が加わり始めたことである。このような動向のなか、特にセカンダリースクールにおいては、多様な選択科目への地域のニーズが広がってきた。しかし学校は必ずしも学習者や保護者の科目の提供の強化への要求に応えることができないことがクローズアップされ、オープン学習の柔軟性が解決の戦略の1つとして注目されたしたのである。

まだ理念と実態との葛藤が多いが、オーストラリアの学校教育へのオープン学習のシステム化は、公正の理念の下、多様化に対応した選択機会を拡大するための方略とみなされ、果敢な取り組みがなされている。

【注】

- 1) Keegan, D.J., "On defining Distance Education" *Distance Education Vol. 1.*, 1980, pp.13- 36.
- 2) Wiltshire, K. McMeniman, M. Tolhurst, T, *Shaping the Future Vol.1 : Report of the Review of the Queensland School Curriculum*, 1994, p.61.
- 3) Barcan, A, (オーストラリア教育研究会・笹森健監訳), 「オーストラリア教育史 : A History of Australian Education」, 育山社, 1995, pp.378- 379.
- 4) Johnson, R., *Open Learning: National Board of Employment Education and Training, Commissioned Report No 4*, 1990, p.4.
- 5) 2) に同じ, p.61.
- 6) Higgins, A. "The Wiltshire Report: Implications for Open Education", *Open Education Vol.1, No.2* 1994, p.9.
- 7) 公開大学と訳されることもある。日本の放送大学のコンセプトとなった。
- 8) Onkar S. Dewal, "Open Learning in Indian School Education", *Open Education Vol.2*, 1995, P.15.
- 9) Senate Employment, Education and Training References Committee, *Inquiry into the Development of Open Learning in Australia Part 1*, 1994, pp.11- 12.
- 10) OLT Cはすべての部門におけるオープン学習の拡大を支援するため連邦レベルでの共同的な情報とサービスを供給するために、教育・雇用・訓練・青少年問題に関する行政審議会によって1993年

1月に正式に設置された。本部はアデレードのサイエンスパーク。州・特別区・連邦の教育雇用大臣によって所有される有限責任会社で、設立時の出資分担は連邦が50%で、残りは州・直轄区が人口比率に応じて出しあった。OLTCはオープン学習コース、研修（職能開発）、調査、教育的電子通信の開発に関する情報と専門的助言への国家的入り口になるように期待されている。

- 11) OLAは1993年、政府援助により、モナシュ大学を中心として設立された高等教育機関のコンソーシアム。年齢・場所・教育的資格を問わず大学、大学院、TAFEカレッジ段階での学習単元をそれぞれ提供している。1996年現在で8大学と21のTAFEがコースを供給している。通信媒体としてはABCの援助で1年を4学期に分けて、主にテレビプログラムやラジオプログラム放送を実施する。
- 12) OLESSは1994年に政府の情報スーパーハイウエー構想の第1段階として、OLAの生徒や他のクライアントのためにシドニーの大学センターに設置された。これはOLAとOLTCとの合併で電子メール、電子掲示板、及び全国の図書センターへの電子上のアクセスの提供を手始めに行っている。すべての教育・訓練部門におけるプロバイダーと生徒により潜在的に利用可能な教育サービスの電子的分配のためプラットフォームを作るために地域の施設設備を結び付け、活用している。
- 13) Commonwealth Schools Commission, *Schooling in Rural Australia*, 1987, pp.29- 30.
- 14) 笹森健, 「オーストラリアにおける遠隔地地育」, 『オーストラリア研究.第3号』, 1992年, PP.30- 32.
- 15) Harley, M.F., “*Tracing the History of Distance Education in Queensland 1901- 1991*”, 1991, p.4.
- 16) *Ibid.*, pp.5- 6.
- 17) Department of Education, Queensland, *Queensland State Education*, 1996, p.18.
- 18) 2) に同じ, p.61.
- 19) 14) に同じ, p.32.
- 20) 2) に同じ, p.63.
- 21) 15) に同じ, p.6.
- 22) Department of Education, Queensland, *Focus on Schools: The future organization of educational services for students*, 1990, p.174.
- 23) 以下OASCに関する情報の出典は、Department of Education, Queensland, *Introducing Open Access Support Centre*, 1996, pp.2- 23.である。
- 24) Glen Postle, “*Education beyond the mainstream*”, *Open Learning vol 1*, 1992, p.2.
- 25) 2) に同じ, p.61
- 26) 6) に同じ, p.6

オセアニア地域における観光教育機関
—インターネットの資料から—

桜美林大学大学院
朝水宗彦

はじめに

オセアニアの多くの国々にとって、観光はまさに基幹産業である。特に、資源が乏しく、製造業が発展していない島嶼部の国々は観光によって国家財政が支えられているといっても過言ではない。資源大国であるオーストラリアでさえ、1985年頃から観光収入は鉄鉱石の輸出に肩を並べ、1990年代に入るとこの国最大の外貨収入源になった。1992/93会計年度では、オーストラリアへ訪れた観光客は300万人であり、この国の経常収支の10%を占め、84億ドルの外貨収入を得た¹⁾。オセアニア地域の国々では、観光産業の発達に伴い、その産業を支える人材の教育が必要になってきた。

オセアニア地域における観光やレジャー教育のコースを研究したものに、大阪体育大学が1990年にまとめた『新しい学問領域としての余暇・観光学科の可能性』がある。しかし、1990年以降本格的に導入された統一システム政策 (the unified nation system of universities) に伴うオーストラリアの高等教育機関の統廃合により、新たな資料が必要になってきた²⁾。つまり、教育系の高等教育機関 (College of Advanced Education = CAE) や理工系の高等教育機関 (Institute of Technology) を総合大学 (University) へ急速に統合したことにより、以前の教育機関の名称が変わってしまったのである。この例として、キャンベラ大学やシドニー工科大学、グリフィス大学、クイーンズランド工科大学、エディンブロー大学、カーティン工科大学、バララット大学などが挙げられる。

キャンベラ大学は1990年にキャンベラCAEから大学へ再編成され、シドニー工科大学は1990年にクーラン・ガイCAE (Kuring-gai CAE) とシドニーCAEが母体となって設立された³⁾。グリフィス大学もまた、1990年に隣接するブリスベンCAEを統合することによって学部を増設した。

さらに、オーストラリアにおける国公立の専門学校TAFE (Technical and Further Education) の増設もまた、新たな資料作成の必要性を生じさせた。TAFEの組織的な位置づけは州によって多少異なっている。西オーストラリア州では、各地に分散するTAFEをあたかも日本のタコ足型大学のキャンパスのように位置づけている。逆にビクトリア州では各TAFEの独立性が高い。中には、RMIT (Royal Melbourne

Institute of Technology) のように大学課程と TAFE 課程の両方を設置している高等教育機関も存在する。

オーストラリアにおける大学や TAFE の増設は、この国における高等教育機関への進学者の増加を反映したものである。TAFE の在籍者は 1986 年に 88 万 7000 人だったものが 1991 年には 98 万 6000 人に増加した。大学の在籍者は 1986 年に 40 万人だったものが 1991 年には 54 万人に増加した⁴⁾。

オーストラリアと同様に、ニュージーランドでも高等教育機関への進学熱が高まっている。ニュージーランド統計局の資料によると、この国の大学在籍者は 1990 年に 7 万 8559 人であったものが 1992 年には 9 万 3182 人に増加した。さらに、ポリテクニク (Polytechnic) の在籍者は 1990 年に 5 万 6227 人であったものが 1992 年には 9 万 8646 人に急増した⁵⁾。

オーストラリアやニュージーランドの大学、TAFE、ポリテクニクに見られるように、オセアニア地域の高等教育機関は公立校が中心的な役割を演じてきた。しかし、オーストラリアのボンド大学や、アメリカ合衆国のコーネル大学との提携校であるオーストラリアン・インターナショナル・ホテルスクール、ニュージーランドのインターナショナル・パシフィック・カレッジなど、私立の高等教育機関が徐々に設立されつつある。さらに、サウス・パシフィック大学 (The University of the South Pacific) の拡充など、オセアニア地域の教育事情は大きな変化を続けている。

本稿は、オセアニア地域における観光教育機関を研究する上で有意義であると思われる基礎的資料の紹介を目的としている。高等教育機関に関するインターネットのホームページと Eメールのアドレスを表示した。なお、掲載した資料は、そのほとんどが 1996 年 9 月に集めたものである。

1. 観光教育機関の概観

オーストラリアの大学で、インターネットのホームページを持っているものは 1996 年 9 月 15 日の時点で合計 38 校ある。教育情報誌を発行しているマガブック社 (Magabook) の資料によると、1995 年にオーストラリアでホスピタリティまたはツーリズムのコースを持っている大学は 20 大学 21 キャンパスあるとされる⁶⁾。このうち、インターネットのホームページに観光学のコースを掲示していたのは後に紹介する 19 校であった。1990 年には 8 大学しか観光やレクリエーションコースを持っていなかったことを考えると、わずか 6 年でこのように増加したことは驚くべきことである⁷⁾。観光学コースがある 19 大学のすべては大学案内に関する Eメールのアドレスを持っていたので、さらに詳しい情報を大学から直接知らせてもらうことが可能である。

なお、ウロンゴン大学の観光学コースは1996年度は休講中のため、ホームページには記載されていなかった。ラトロブ大学の観光学コースはマガブック社の大学案内には掲載されていたが、ホームページには見られなかった。したがって、これらの大学は上記のホームページの合計数から除いている。

オーストラリアにおける観光学コースはいわゆるドーキンス大学群 (Dawkins' Universities) と呼ばれる新設大学に多い。地域的には大学の絶対数が多いニュー・サウス・ウェールズ州が6校で最も多く、クイーンズランド州5校、ビクトリア州4校、ACT1校、北部準州1校、南オーストラリア州1校、西オーストラリア州1校と続いている。クイーンズランド州は観光産業に大きく依存していることもあり、観光コースを持っている大学の比率が極めて高い。なお、1996年におけるこの州の大学でホームページを確認できたものは7校であった。

マガブック社の資料を見ると、1995年におけるTAFEはオーストラリア全土で63校掲載されている⁸⁾。TAFEにおける観光学コースの合計数は不明であるが、インターネットのホームページに掲載されているのは少なくとも24校あった⁹⁾。ただし、Eメールのアドレスを掲示しているものは少なく、後で紹介する9校しか確認できなかった。

ホームページを持っているTAFEを地域別に分けると、ビクトリア州10校、クイーンズランド州5校、西オーストラリア州5校、ニュー・サウス・ウェールズ州1校、南オーストラリア州1校、タスマニア州1校、ACT1校であった。観光学コースを持っているTAFEは、一見ビクトリア州が多いように見える。しかし、これはクイーンズランド州や西オーストラリア州などと違って各カレッジが個別にホームページを持っているため、学校のコースやカリキュラムを紹介するためのより詳しい情報が掲載されたからと思われる。

1996年現在、ニュージーランドの大学は全国で合計7校あり、そのすべてがホームページを持っていた。ホームページに観光学コースを掲載しているのはリンカーン大学だけであったが、カンタベリー大学やビクトリア大学、オタゴ大学にも観光コースがあるとされる¹⁰⁾。上記のように、オーストラリア、ニュージーランド共に観光学コースを持っている大学は全大学数の過半数を超えている。このことから、両国がいかに観光教育に力を入れているのか伺えよう。

ICSの資料によると、1993年現在ニュージーランドには国立の高等教育機関であるポリテクニクが24校あるとされる¹¹⁾。ニュージーランドの場合、ホテル・マネージメントなどの実践的な教育はポリテクニクで行われる。オーストラリアではアカデミックなことは大学、実務的なことはTAFEと言うように分けられているが、

ニュージーランドでは大学とポリテクニックの関係がこれに相当する。ニュージーランドのポリテクニックで1996年にホームページを持っていたものは12校である。そのうち観光学コースを持っているものは少なくとも9校あり、さらに、観光学コースについて問い合わせられるEメールを持っているものは8校あった¹²⁾。

観光学コースがある大学とポリテクニックの分布を見ると、ウエリントン4校、ダニーデン2校、クライストチャーチ1校、ネルソン1校、ニュープリマス1校、オークランド1校、ロトルア1校、ハミルトン1校、ワンガレー1校であった。人口の多いオークランドやクライストチャーチではなく、首都のウエリントンに多く設置されていることがニュージーランドの観光学コースを持つ高等教育機関の分布の特徴である。

オセアニアの島嶼部を見ると、サウス・パシフィック大学に観光学コースが設置されている。この大学は12地域にまたがるタコ足型大学である。フィジーやトンガ、西サモア、ソロモン諸島、ナウル、バヌアツ、キリバス、ツバル、マーシャル諸島の他に、ニュージーランドの海外領土にもキャンパスを持っている。なお、サウス・パシフィック大学のホームページは作成中 (under construction) であったため、観光学コースのカリキュラムを詳しく調べるためには直接大学とコンタクトを取る必要がある。

2. 高等教育機関のホームページ

インターネットを使う時、ヤフー (Yahoo) やアルタ・ビスタ (AltaVista) などのホームページ検索サービスが便利である。ただし、検索の絞り込みをうまく行わないと、膨大な数のホームページのリストから希望する高等教育機関を探さなくてはならない。そのため、マガブック社のホームページやオーストラリアのミラネット (Miranet)、ビクトリア州のヤラネット (Yarranet) などの地元のネットワークを使うとより早く高等教育機関のホームページへアクセスすることができる。さらに、これらの使用によって、より少ない回数のネット・サーフィンで希望する地域や分野のホームページへのアクセスが可能になる。

例えば、オーストラリアのマガブック社のホームページは初等教育から高等教育まで幅広く扱っており、さらに州別の教育機関の分類も行っているので、検索するとき便利である。ニュージーランドのCWA (Copeland Wilson & Associates) のホームページもまた、初等教育から高等教育まで扱っており、さらに博物館などの文教施設へもたやすくアクセスすることができる。次に、高等教育機関のホームページにアクセスするのに便利なものを示す。

オーストラリアの教育一般：

<http://www.magabook.com.au/>

オーストラリアの大学：

<http://werple.mira.net.au/%7Earagorn/uni-aust.html>

オーストラリアのTAFE¹³⁾：

<http://www.niceeasy.com.au/tafe.html>

クイーンズランド州のTAFE：

<http://tafe.qld.edu.au/>

ビクトリア州のTAFE：

<http://www.yarranet.au/tafe.htm>

西オーストラリア州のTAFE：

<http://www.devetwa.edu.au/>

ニュージーランドの教育一般：

<http://www.cwa.co.nz/edu/nzed.html>

ニュージーランドの大学：

<http://vif2.icair.iac.org.nz//list.html>

ニュージーランドのポリテクニク：

<http://collegenet.com/cn/geograph/nz.html>

サウス・パシフィック大学：

<http://www.usp.ac.fj/>

3. Eメールによる資料の請求

次に、観光コースを持っている教育機関のEメールのアドレスを挙げる。大学のホームページの情報はかなり充実しているが、それ以外の高等教育機関のなかには整備中のものが見られる。さらに、ホームページは印刷物よりも早く情報を伝えられるとはいえ、かなり前に作成したものが見られる。

そこで、調査を希望する教育機関がすでに決まっている場合、Eメールで直接コンタクトを取ることが薦められる。先ほど示したニュージーランドのCWAはEメールのアドレスも表示しているので、便利な情報源である。加えて、ホームページ検索サービスであるインフォシーク (Infoseek) のEメール検索 (Find Email) を使うと、ホームページを持っていない教育機関に資料請求をする事が可能である。オセアニア地域の高等教育機関について、より詳しい資料をより早く請求する場合、以下の所へ

連絡すれば便利である。

オーストラリアの大学¹⁴⁾ :

Bond University(Qld): margaret_burnell@bond.edu.au
Central Queensland University(Qld): webmaster@cqu.edu.au
Charles Sturt University(NSW): pkelly@csu.edu.au
Edith Cowan University(WA): webmaster@cowan.edu.au
Griffith University(Qld): webmaster@gu.edu.au
James Cook University(Qld): webmaster@jcu.edu.au
Monash University(Vic): wwwdev@monash.edu.au
Northern Territory University(NT): webmaster@ntu.edu.au
Royal Melbourne Institute of Technology (RMIT) University(Vic):
webmaster@www.ss.rmit.edu.au
Southern Cross University(NSW): webmaster@suc.edu.au
University of Ballarat(Vic): Webmaster@ballarat.edu.au
University of Canberra(ACT): cwis@services.canberra.edu.au
(The) University of Newcastle(NSW): webmaster@newcastle.edu.au
(The) University of New South Wales(NSW): web@unsw.edu.au
(The) University of Queensland(Qld): helpdesk@jedi.uqg.uq.edu.au
University of South Australia(SA): webmaster@unisa.edu.au
(The) University of Technology, Sydney(NSW): Webmaster@uts.edu.au
University of Western Sydney(NSW): heart@uws.edu.au
Victoria University of Technology(Vic): webmaster@vut.edu.au

TAFE :

Box Hill Institute of TAFE(Vic): www@bhtafe.edu.au
Canberra Institute of Technology(ACT): sue_maslen@cit.act.edu.au
Casey Institute of TAFE(Vic): klynch@casey.vic.edu.au
TAFE New South Wales(NSW): tafeic@tafensw.edu.au
TAFE Queensland(Qld): 100242.530@compuserve.com
TAFE South Australia(SA): neils@tafe.sa.edu.au
または courses@tafe.sa.edu.au
TAFE Tasmania(Tas): inter-ed@dirvet.tas.gov.au
Wangaratta College of TAFE(Vic): wangtafe@netc.net.au

William Angliss Institute of TAFE(Vic): webmaster@angliss.vic.edu.au
その他オーストラリアの高等教育機関:

Australian International Hotel School(ACT): aihs@cornell.edu

Northern Melbourne Institute(Vic): kleslie@werple.mira.net.au

ニュージーランドの大学¹⁵⁾:

Lincoln University(Wellington): wwwadmin@lincoln.ac.nz

University of Canterbury(Christchurch): hod@econ.canterbury.ac.nz

University of Otago(Dunedin): webmaster@www.otago.ac.nz

Victoria University of Wellington(Wellington): webmaster@vuw.ac.nz

ニュージーランドのポリテクニク:

Central Institute of Technology(Wellington): Courseinfo@cit.ac.nz

Nelson Polytechnic(Nelson): mmoayyed@admin.nelpoly.ac.nz

Otago Polytechnic(Dunedin): terry@tekoago.ac.nz

Taranaki Polytechnic(New Plymouth): B.Benton@taranaki.ac.nz

UNITEC Institute of Technology(Auckland): vsmith@unitec.ac.nz

Wellington Polytechnic(Wellington): cic@wnp.ac.nz

Waiariki Polytechnic(Rotorua): Roger.Hill@waiariki.ac.nz

(The) Waikato Polytechnic(Hamilton): webmaster@twp.ac.nz

その他ニュージーランドの高等教育機関:

International Pacific College(Palmerston North): postmaster@ipc.ac.nz

オセアニア島嶼の高等教育機関¹⁶⁾:

University of the South Pacific(Fiji): webmaster@is.com.fj

おわりに

以上、オセアニア地域における高等教育機関の観光コースを研究する上で有意義であると思われる基本的なデータを示した。前半では、この地域の高等教育機関についてよりよく理解するために、過去に出版された研究や教育雑誌をベースにし、さらにインターネットから得た最新のデータを加えた。

これらのデータのうち、オーストラリアとニュージーランドについては観光学を持つ高等教育機関の地理的分布を調べた。国土が広いオーストラリアでは地域差が顕著であり、観光産業が盛んなクイーンズランド州でこれらの高等教育機関が高い割合で見られた。他方、ニュージーランドでは、首都ウエリントンに観光学を持つ教育機関が多く見られた。

後半では、インターネットのホームページとEメールのアドレスをまとめた。本稿は、これからオセアニア諸国を訪問しようとする人やインターネットをはじめて使う人でも簡単に情報収集をできるようにまとめた。ここで集めた資料がこれから観光教育を専門的に研究する人にとって少しでも役に立ったら幸いである。

【注】

- 1) オーストラリア広報部編『Australia in Brief (日本語版)』オーストラリア大使館, 1994年, 32頁。
- 2) 永吉宏英他「オーストラリアにおける余暇・観光科学の現状」『新しい学問領域としての余暇・観光科学の可能性』大阪体育大学, 1990年, 49頁。
- 3) 同上, 29頁。
- 4) Coppell, Bill *Australia in Facts & Figures*, Ringwood, Vic: Penguin Books Australia Ltd, 1993, pp.221-225.
- 5) ニュージーランド統計局の資料、*New Zealand in Profile*に基づく。
- 6) Magabook Pty Ltd ed. *A Guide to Australian Universitys - 1995/1996*, Randwick, NSW: Magabook Pty Ltd, 1995, pp.132-137.
- 7) 永吉, 前掲稿, 14-21頁。
- 8) Magabook Pty Ltd ed. *Study and Travel in Australia - 1995/1996*, Randwick, NSW: Magabook Pty Ltd, 1995, p179.
- 9) 次に挙げるものは、ホームページを持っているが、Eメールのアドレスが不明であった。

オーストラリアのTAFE:

Barton Institute of TAFE (Vic), Bendigo Regional Institute of TAFE (Vic),
Brisbane Institute of TAFE (Qld), Central Metropolitan College (WA),
C.Y. O'Connor College (WA), Far North Queensland Institute of TAFE (Qld),
The Great Southern Regional College of TAFE (WA),
Kangan Institute of TAFE (Vic), Metropolitan Institute of TAFE (Vic),
Mount Isa Institute of TAFE (Qld),
Murray Mallee Community College (Vic), Regency Institute of TAFE (Vic),
Southern Queensland Institute of TAFE (Qld),
South West Regional College of TAFE (WA), Western TAFE International (WA)

- 10) 足立照也「ニュージーランドの余暇・観光科学の現状」『新しい学問領域としての余暇・観光科学の可能性』大阪体育大学, 1990年, 82頁。

- 11) ICS編『新版オーストラリア・ニュージーランド留学』三修社，1993年，222頁。
- 12) 次に挙げるものは、ホームページを持っているが、Eメールのアドレスが不明であった。
 ニュージーランドのポリテクニク：
 Northland Polytechnic(Whangarei)
- 13) TAFEの住所や電話番号を掲示しているが、ホームページのアドレスは示されていない。
- 14) 観光学コースはないが、オーストラリアの大学のEメール・アドレスを参考までにいくつか挙げておく。
 Australian Catholic University(Vic, NSW, Qld): webmaster@acu.edu.au
 Deakin University(Vic): wwwsite@deakin.edu.edu.au
 Flinders University(SA): wwwperson@flinders.edu.au
 La Trobe University(Vic): Webmaster@bendigo.latrobe.edu.au
 Macquarie University(NSW): www@www.mq.edu.au
 Murdoch University(WA): cwis@murdoch.edu.au
 Swinburne University of Technology(Vic):webmaster@swin.edu.au
 The University of Adelaide(SA): wwwadmin@www.adelaide.edu.au
 (The) University of Melbourne(Vic): cwis@www.unimelb.edu.au
 (The) University of New England(NSW): webmaker@metz.une.edu.au
 (The) University of Notre Dame(WA): ndame@nd.edu.au
 University of Southern Queensland(Qld): wegner@usq.edu.au
 (The) University of Sydney(NSW): uwis@usyd.edu.au
 University of Tasmania(Tas): web-master@postoffice.utas.edu.au
 University of Wollongong(NSW): webmasters@uow.edu.au
- 15) 観光学コースはないが、ニュージーランドの大学のEメール・アドレスを参考までに挙げておく。
 Massey University(Palmerston North): WebMaster@massey.ac.nz
 (The) University of Auckland(Auckland): webmaster@auckland.ac.nz
 (The) University of Waikato(Hamilton): webmaster@waikato.ac.nz
- 16) オセアニア島嶼の高等教育機関には、上記のもの以外に以下のものがある。
 College of Higher Education(Fiji): aidw@is.com.fj

【参考文献】

Coppell, Bill *Australia in Facts & Figures*, Ringwood, Vic: Penguin Books
Australia Ltd, 1993.

I C S 国際文化教育センター編『新版オーストラリア・ニュージーランド留学』
三修社, 1993 年。

Magabook Pty Ltd ed. *A Guide to Australian Universitys - 1995/1996*, Randwick,
NSW: Magabook Pty Ltd, 1995.

Magabook Pty Ltd ed. *Study and Travel in Australia - 1995/1996*, Randwick, NSW:
Magabook Pty Ltd, 1995.

New Zealand Statistics ed. *New Zealand in Profile 1994*, Auckland: New Zealand
Statistics, 1994.

オーストラリア広報部編『Australia in Brief (日本語版)』オーストラリア大使館,
1994 年。

大阪体育大学編『新しい学問領域としての余暇・観光科学の可能性』大阪体育大学,
1990 年。

<研究ノート> オーストラリアにおける教育課程行政の動向
—English as a Second Languageを中心に—

筑波大学大学院

佐藤 博志

はじめに

本稿は、オーストラリアにおける教育課程行政の動向をEnglish as a Second Language（以下 ESLと略）を中心に検討することを目的とする。概していえば、オーストラリアの教育課程行政は「ナショナル・カリキュラム—州・直轄区の教育課程政策—（地方教育行政の教育課程政策）」から成立する複雑な重層構造を特徴としている。オーストラリアにおける初等・中等教育について研究する場合、いずれのテーマを扱うにせよ、教育課程行政の構造を踏まえなければならない。すでに筆者は教育課程行政構造の解明を試みてきた¹⁾。ところがオーストラリアの教育課程行政は変化が激しく、その動向を不断におさえておく必要がある。そこで本稿では一次資料の分析を通して、1996年までの教育課程行政の全体的動向を明らかにする。さらに教育課程政策をESLに焦点を当てて分析する。周知のように「オーストラリア社会における学習と意思疎通の遂行は英語力に依拠している」²⁾ため、ESLは教育課程政策の中で重要な位置をしめている³⁾。それゆえ本稿は研究の初発として、教育課程行政の構造を踏まえてESLの教育課程政策を分析する。そして今後の研究課題を見出だしたい。なお本稿では公立学校を考察の対象とし、私立学校については取り扱わない。

1. 教育課程行政の現状

(1) ナショナル・カリキュラムの実施

オーストラリアでは、1989年4月の第60回オーストラリア教育審議会(Australian Education Council)において「学校教育に関するホバート宣言」(The Hobart Declaration on Schooling)が採択され、ナショナル・カリキュラムの開発が、連邦、州・直轄区教育大臣の間で確認された⁴⁾。ナショナル・カリキュラムは8領域すなわち「英語」(English)、「数学」(Mathematics)「理科」(Science)「社会と環境の学習」(Studies of Society and Environment)「英語以外の言語」(Languages other than English)「技術」(Technology)「芸術」(The Arts)「保健」(Health)のステイトメント(Statement)とカリキュラム・プロファイル(Curriculum Profile)から構成されている。さらに「英語プロファイルの使用法」(Using the English Profile)

「ESLの水準」(ESL Scales)などの文書も刊行されている⁵⁾。とはいえ州・直轄区教育省はそれぞれ独自の教育課程政策を策定しており、初等・中等教育行政に直接的な権限と責任を持っているため、ナショナル・カリキュラムへの対応は多様である。

州・直轄区におけるナショナル・カリキュラムの実施状況については、カリキュラム・コーポレーション(Curriculum Corporation)が、MCEETYA(Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs)⁶⁾において、1994年以降毎年、報告書を提出している。1996年の7月17～18日にブリスベーン(Brisbane)で開催された第5回MCEETYAに提出された報告書⁷⁾によると、表1のような現状になっている。

表 1 州・直轄区におけるナショナル・カリキュラムへの対応	
ACT	ACT Curriculum Frameworkとカリキュラム・プロフィールを使用する。
NSW	1995年の政権交替に伴う教育課程政策検討の結果、NSW Syllabusの改訂と実施にあたって、ステイトメントとカリキュラム・プロフィールを直接に反映させない。ただしSyllabus Support Documentsが、NSW Syllabusとステイトメント／カリキュラム・プロフィールの関係を示す予定である。
NT	NT Learning Area Curriculum Statement とNT Profileを使用する。
QLD	1996年の政権交替に伴い、教育課程政策を検討することになったため、QLD Students Performance Standards (英語と数学) の実施を留保する。
SA	ステイトメントとカリキュラム・プロフィールを使用する。
TAS	ステイトメントとカリキュラム・プロフィールを使用する。
VIC	VIC Curriculum Standards Frameworkを使用する。
WA	WA Student Outcome Statementを使用する。

(出典) Curriculum Corporation, *Report on Uptake of Curriculum Statements and Profiles in Schools*, Melbourne, 1996, p.1.

(注 1) ただしSAとTASでも、領域のよっては新たに教育課程政策を策定あるいは策定予定である。これについては次の文献を参照。

MCEETYA, *National Report on Schooling in Australia 1994*, Melbourne: Curriculum Corporation, 1996. pp.98-101, 143-146.

(注 2) WAでは答申 Curriculum Futures for Western Australian Schoolsに基づき、新たな教育課程政策を策定予定である。これについては次の文献を参照。

Australian College of Education, *Newsletter of the Australian College of Education*, Vol.15, No.2, Canberra, 1996, pp.16-17.

表1に示したように、州・直轄区におけるナショナル・カリキュラムへの対応は多様であるが、概ね次のように集約できる。すなわち州・直轄区では「州・直轄区の教育課程政策、あるいはステイトメントとカリキュラム・プロファイルを考慮して修正した政策文書を通して、ステイトメントとカリキュラム・プロファイルに対する教員の関心を引き出そうとしている。」⁹¹⁾このように州・直轄区がナショナル・カリキュラムに対して独自の立場をとる要因として、州・直轄区が初等・中等教育行政の権限と責任を有することはいうまでもないが、州・直轄区がナショナル・カリキュラムの領域や系統に問題点を見出だした点も指摘できる⁹¹⁾。

ところが興味深いことは、第5回 MCEETYAにおいて全国識字調査(National Literacy Survey)の実施が採択されたことである。その内容は表2の通りだが、この背景として、1990年代中葉になって州・直轄区政府が識字向上を重視したこと、連邦教育大臣(Minister for Schools, Vocational Education and Training)のケンプ博士(Dr Kemp, D.)が識字向上を自らの政策課題として位置づけ、MCEETYAで全国的識字政策の策定にリーダーシップを発揮したことがあげられる¹⁰⁾。つまり1996年の現状を分析する限り、オーストラリアにおける全国的教育課程政策は、ナショナル・カリキュラムが州・直轄区的意思を尊重するかたちで実施されるとともに、識字向上というもう一つの課題が現れつつあり、両者が相互に関係していくことが予想できよう。

表2 第5回 MCEETYAで採択された全国識字調査に関する事項	
MCEETYAは以下の a~f の事項に同意した。	
a.	「小学校を卒業するすべての子供が読解、筆記、意思疎通の適切な能力を持つべきである。」という新しい国家目標を設定すること。
b.	第3学年と第5学年の全国共通識字到達水準(benchmarks)を開発すること。
c.	連邦、州・直轄区政府が、全国共通識字到達水準の開発を担当する職員を指名すること。
d.	代表的な私立学校組織にも、全国共通識字到達水準の開発への参加を依頼する。
e.	全国共通識字到達水準の開発組織は1997年の初回の MCEETYAで、第3学年と第5学年の全国共通識字到達水準の性質、読解、筆記などの到達水準を報告する。
f.	州・直轄区における識字の十分比較可能なデータを得るために、全国識字調査を将来改善する。ただし調査結果は公表される前に MCEETYAに報告される。

(出典) MCEETYA, *Ministerial Council on Education, Employment, Training and Youth Affairs, Fifth Meeting, Brisbane 17-18 July 1996, Draft Minutes*, Melbourne, 1996, p. 4.

(2) 首都直轄区の教育課程行政

ナショナル・カリキュラムの下、州・直轄区でそれぞれの教育課程行政の構造が存在するが、本稿では首都直轄区における教育課程行政の現状を述べる。なぜなら首都直轄区においては近年、教育行政の構造改革(restructuring)が断行され、その動向をおさえておく必要があるからである。

首都直轄区の教育行政は1987年の「経営調査報告書」(A Management Review of the ACT Schools Authority)を受け、「教育省－学校援助センター(School Support Centre)－公立学校」という構造であった¹¹⁾。学校援助センターは、4つの地域(Area)に設置され、学校教育全般に関して地域の実情に応じた指導行政を行った。

しかし1992年に学校援助センターが廃止され、4つの地域が4つの地区(District)に改編された。そして教育省に学校指導部(Schools Directorate)が設置され各地区を担当する4名の学校指導課長(Director-Schools)が配置された¹²⁾。さらに1996年には4つの地区が南地区(Southern District)と北地区(Northern District)の2つの地区に再編され、学校指導課長も2名になった¹³⁾。この結果、教育行政は「教育省－公立学校」という構造になり、教育省の方針が学校に直接伝達される体制が整えられた。これは組織の簡素化・効率化による教育支出削減を意図していたが、その背景として連邦政府が首都直轄区政府に対する財政援助を削減したことを指摘できる。実際1993年－94年度の首都直轄区政府の財政赤字は7700万豪ドルであった¹⁴⁾。

教育課程行政に着目すると、教育省の学校計画部(School Programs Branch)教育課程課(Studies Section)は教育課程政策の策定と教育課程に関する指導行政を担当している¹⁵⁾。首都直轄区では教育課程開発の指針として、「英語」(English)、「数学」(Mathematics)「理科」(Science)「社会と環境の学習」(Studies of Society and Environment)「英語以外の言語」(Languages other than English)「技術」(Technology)「芸術」(The Arts)「保健体育」(Health and Physical Education)の8領域から構成される首都直轄区教育課程政策(ACT Curriculum Framework)を1994年に刊行、使用している¹⁶⁾。同時に成績評価の指針として、ナショナル・カリキュラムの一つである8領域のカリキュラム・プロフィールを使用している。つまり首都直轄区教育課程政策とカリキュラム・プロフィールを併用することによって、直轄区としての独自性を維持しつつ、ナショナル・カリキュラムにも対応しようとしている。なお後期中等教育審議会(Board of Senior Secondary Studies)が中等カレッジ(Secundary College)の教育課程の認可を行う組織として存在している。

ここで教育課程行政における学校指導部と教育課程課の関係について述べておきたい。学校指導部は2名の学校指導課長、4名の職員から構成されており、教育政策の

趣旨説明、学校財政の運営と効果、学校経営計画の策定と成果に関する指導行政の実施を責務としている¹⁷⁾。一方、教育課程課は22名の職員から構成され教育課程、教科教育に関する専門的指導行政を行っている。つまり学校教育全般を担当する学校指導部と教育課程を担当するに教育課程課が、97校の公立学校¹⁸⁾に指導行政を実施している。

ただし首都直轄区の教育課程行政を論ずる際、次の2つの動向も看過できない。その一つは学校評価(School Review, 1996年からSchool Developmentに名称変更)であり、もう一つは学校に基礎をおいた経営(School Based Management)への移行である。

学校評価はすでに拙稿¹⁹⁾で論じたように、1990年に導入された学校と行政の協働による学校評価である。これは継続的な学校改善を目指して5年に一度実施される。もっともその評価手順の複雑さが指摘されたため、1994年から1995年に改善案が検討された²⁰⁾。そして1996年に「学校評価のガイドライン：1996年－2000年」(Guidelines for School Development 1996-2000)が発表され、新しい評価手順が実施された。

次に学校に基礎をおいた経営であるが、これは1995年「首都直轄区の学校に基礎をおいた経営：討議資料」(School Based Management in the Australian Capital Territory: Discussion Paper)、1996年「首都直轄区の学校に基礎をおいた経営の向上」(Enhancing School Based Management in the ACT)で明らかにされた政策である²¹⁾。すなわち従来、学校に委譲されていた教育課程の権限に加えて、1997年以降、財政、人事、設備の権限を委譲することによって、生徒の教育成果の改善と教育行政職員数の削減を狙いとしている²²⁾。

要するに、首都直轄区の教育課程行政は8領域の教育課程政策とカリキュラム・プロフィールを軸として、指導行政と学校評価を実施している。一方、学校に教育課程だけでなく財政、人事、設備の権限を委譲する政策が策定されたため、学校の経営責任の拡大が予想される。上述の教育課程行政の体制は、学校が委譲された権限を活用できるように整備されたとも考えられる。しかしオーストラリア教員組合首都直轄区支部(Australian Education Union ACT Branch)が「今日の支出削減の流れの中で、学校に基礎をおいた経営への移行は、さらなる教育支出削減を許すものである」⁽²³⁾と述べ、教育行政の現状を批判している。つまり首都直轄区の教育課程行政は、一連の構造改革の断行に伴う問題をはらんでおり、今後の動向が注目されよう。

2. ESLの教育課程政策

(1) 首都直轄区におけるESL政策

首都直轄区ではESL政策として、「首都直轄区ESLステイトメント」(ACT ESL Cu-

riculum Statement) と「ESLの水準」を併用している。前者は首都直轄区教育省が策定した教育課程開発の指針であり、後者はナショナル・カリキュラムの一環としてカリキュラム・コーポレーションから出版された成績評価の指針である。これは主要8領域と同様に、直轄区としての独自性を維持しつつ、同時にナショナル・カリキュラムに対応するためである。以下ではそれぞれの内容を概観する。

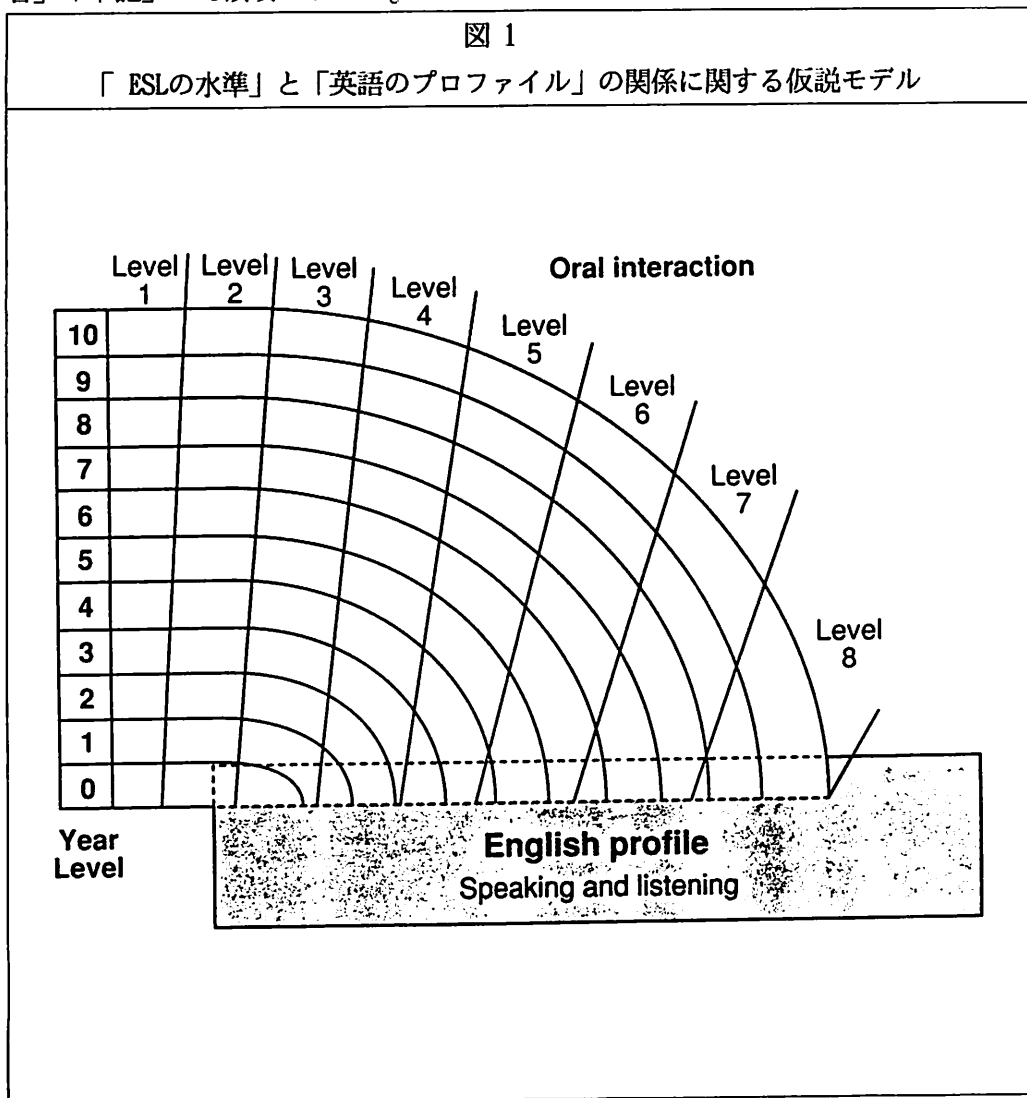
まず「首都直轄区 ESLステイトメント」²⁴⁾ は、学校が地域社会に応じた ESLの教育課程を開発することを援助することを目的としている。さらに ESLの全国的政策である「ESLの学習段階の枠組み」(ESL Framework of Stages) と「ESLの水準」の使用方法を示すことも意図している。「首都直轄区 ESLステイトメント」では ESLの概念を「英語以外の言語を一つ以上話す生徒、あるいは英語以外の言語が使用される土地の出身の生徒が英語を学習すること」²⁵⁾ と定義し、「聴取理解」「会話」「読解と応答」「筆記」「学習者としての成長」の5つを領域(Strands)としている。段階(Bands)は、準備学年－第3学年、第3学年－第6学年、第6学年－第8学年、第8

表 3 「首都直轄区 ESLステイトメント」の構成	
1. 序	5. ESLの領域
(1)首都直轄区 ESLステイトメントの目的	(1) ESLの生徒の段階
(2) ESLの学習段階の枠組みの目的	(2) ESLの学習領域
(3) ESLの水準の目的	(3)内容選択の基準
2. 学習領域としての ESL	6. 学習と教授法
(1)定義	(1) ESL教授法の性質
(2)原則	(2)計画
(3)基本方針	(3)方策
3. ESL教育の分類	(4)学習環境
(1)直接的 ESL教育	7. 評価計画
(2)協力的 ESL教育	8. ESL教育課程の実施
(3)普通学校での ESL援助	9. クロス・カリキュラム
4. ESLの教授法	10. 付録
(1)言語学習の成果	11. 謝辞
(2)学習成果の評価	12. 参考文献
(3)評価の通知	

(出典) ACT Department of Education and Training, *Draft ACT ESL Curriculum Statement May 1996*, Canberra, 1996, p. i.

学年—第10学年、第11学年—第12学年に分かれている²⁶⁾。同書の構成は表 3の通りである。

次に「ESLの水準」は「8領域のカリキュラム・プロフィールに追加されたもので、生徒のESLの学習進度の記録に関して教員を援助することを目的としている。」²⁷⁾ 同書では、入門到達水準 1(Beginning Level 1)～入門到達水準 3(Beginning Level 3)、到達水準(Level 1)～到達水準 8(Level 8)を設定し、学習成果のレベルを示した。領域(Strands)は入門到達水準と到達水準で異なり、前者では「入門読解と応答」「入門筆記」の2領域、後者では「口頭の相互作用(聴取理解と会話)」「読解と応答」「筆記」の3領域である²⁸⁾。



(出典) Curriculum Corporation, *ESL Scales* Melbourne, 1994, p. 10.

ここで ESLを学習している生徒が一般的な英語力の水準に到達するまでの教育課程上の過程を明らかにするために、「ESLの水準」の到達水準と「英語」のカリキュラム・プロファイルの関係について述べる。図 1は口頭の相互作用（聴取理解と会話）の視点から、「ESLの水準」の到達水準と「英語」のカリキュラム・プロファイルの関係を仮説的に示したものである。この図は次のことを意味する。すなわち「年齢が高い生徒より低い生徒の方が、通常の授業に十分対応できるような英語力に早く到達する。年齢が低い生徒ほど英語のカリキュラム・プロファイルの水準にすぐに入れるのであって、年齢が高い生徒は低い水準にとどまる。年齢が高い生徒ほど、彼らの年齢に相当する学年の教育課程が高度の英語力を要求する。それゆえ年齢が高い生徒の方が比例的に(proportionally)高い英語力を目指すことになる。」²⁹⁾ つまり年齢の低い生徒の方が、通常の授業に必要な英語の水準が低いので、「英語」のカリキュラム・プロファイルにより早く到達できるといえよう。

首都直轄区では、このような「首都直轄区 ESLステイトメント」と「ESLの水準」を併用して ESL政策としているのである。

(2) Lake Ginninderra Collegeにおける ESLの教育課程

以上のような ESL政策を持つ首都直轄区であるが、公立学校の ESL教育課程はどうなっているのだろうか。本稿ではLake Ginninderra Collegeを事例として取り上げ、ESLの教育課程の実態を明らかにする。

Lake Ginninderra Collegeは首都直轄区の郊外ベルコネン(Belconnen) に1987年に開校した公立中等カレッジである。第11学年と第12学年の生徒が約 900名在学しており、20以上の異なる民族的背景を持つ生徒が確認される³⁰⁾。教育課程はバランスをとり、多様性を許容し、社会の変化に対応することを目指しており、次の 7点を原則としている³¹⁾。

- 生徒の職業教育の必要性に対応する。
- アジア、オセアニアの理解とアジア、オセアニアがオーストラリアの将来の繁栄に重要なことをよく理解する。
- 環境とその保護に対する積極的な態度を育成する。
- オーストラリアの文化遺産と現代社会問題に対する知識と認識を育成する。
- テクノロジーの現状と発展についての認識と能力を育成する。
- 生徒が教科と領域を通して学習した内容を統合できるようにクロス・カリキュラムを発展させる。
- 特別の学習要求を持つ生徒に対応する。

表 4

Lake Ginninderra Collegeの ESL教育課程に示された学習テーマ (抄)

○ 「ESL 1A / 2A / 3A」

生活技能, 消費者教育, 福祉制度, 労働の世界, 市民権, オーストラリア政府,
多文化主義, 女性の地位, 国際連合, 政治制度, 歴史上の人物

○ 「ESL 1B / 2B / 3B」

植物、動物、絶滅しそうな動植物, 環境保護, 健康, 著名な科学者と発明・発見,
世界地理, 文明の歴史, 諸国家

(出典) Lake Ginninderra College, *ESL (A)*, Canberra, 1992, pp. 4-5.

そしてこの原則の下、「応用技術／社会科学」(14科目)「芸術／ESL／言語」(28科目)「体育／野外活動」(5科目)「情報教育、ビジネス」(11科目)「英語」(2科目)「数学」(4科目)「理科」(7科目)といった領域が構成され、合計71科目を提供している³²⁾。このうち「芸術／ESL／言語」に所属するESLは「ESL」と「特定の目的のための英語」(English for Specific Purposes)の2科目から成立している。

「ESL」は「オーストラリアの学校あるいは英語を使用する学校で教育をまったく受けたことがなく、英語力に困難を持つ生徒を対象にしている。」³³⁾ その目的は次の4点である³⁴⁾。

- 英語を効果的に使用することを通して自信を獲得させる。
- 英語を創造的に使用することを援助する。
- 社会問題を批判的に理解する力を育成する。
- 他の教科の学習に対応可能な英語力を育成する。

「ESL」は「ESL 1A / 2A / 3A」「ESL 1B / 2B / 3B」という6つの単位に細分化されている。とはいえ「ESL 1A～3A」と「ESL 1B～3B」では表4に示したように授業のテーマが統一されている。生徒は6単位をすべて履修するか、2単位あるいは4単位のみを履修するかを選択できる³⁵⁾。

一方、「特定の目的のための英語」は、「オーストラリアの学校あるいは英語を使用する学校で教育をまったく受けたことがなく、英語力に困難を持つが優秀な生徒を対象にしている。」³⁶⁾ つまり、この科目は「ESL」よりもレベルの高い教育を行うのであって、次の4点を目的としている。

- 日常生活に必要な英語力にとどまらず、高等教育進学に対応する英語力を育成する。
具体的には聴取理解、会話、読解、筆記、図書館で調査する能力を育成する。

- ・特定の目的のための英語の使用に親しませる。
- ・新しく創造的な筆記方法を育成する。
- ・多様なテーマに対して、筆記、口頭の両方で批判的の応答可能にする。

「特定の目的のための英語」は「特定の目的のための英語 1 / 2 / 3 / 4」の 4つの単位に細分化されている。生徒は 4単位をすべて履修するか、2単位あるいは 3単位のみを履修するかを選択できる³⁷⁾。

さてこのような公立学校の ESLの教育課程は、大きく見れば「首都直轄区 ESLステイトメント」と「ESLの水準」に示された領域との整合性を確認できる。しかし表 4のような教育課程の詳細に関しては、学校の ESL教員が、政策を参照しつつも自らの努力で開発したものといえよう。このことはLake Ginninderra Collegeの ESL教員ドノホ(Doehoe, H)が「ESLの教育課程政策よりも ESL教員で組織する教科研究会から得られる情報の方が、教育課程の開発にとって有益である。」³⁸⁾と述べていることから明らかであろう。オーストラリアでは1970年代以降、学校に基礎をおいたカリキュラム開発(School Based Curriculum Development)が推進されてきたが、³⁹⁾ 上述のLake Ginninderra Collegeにおける ESLの教育課程もそのような観点から開発されたものと推察できよう。

おわりに

以上、1996年までの教育課程行政の全体的な動向を明らかにし、さらに ESLに焦点を当てて教育課程政策を分析した。オーストラリアにおけるナショナル・カリキュラムは州・直轄区における対応の多様性を許容しているが、識字向上という新たな政策課題も現れている。首都直轄区の教育行財政は一連の構造改革の結果、1970～80年代とは異なる厳しい状況にあり、留意すべきであろう。一方、首都直轄区の ESL政策は「首都直轄区 ESLステイトメント」と「ESLの水準」が併用されている。そして学校段階では学校に基礎をおいたカリキュラム開発の観点が重視されているといえよう。

本稿は一次資料に基づいて1996年までの現状を明らかにすることが目的であったので、概括的な分析にとどまった。しかし研究課題を見出だすことができたので、最後に述べておきたい。

第一に、オーストラリアにおいて識字調査がどのように展開していくかである。第15回 MCEETYAで全国識字調査が採択されたが、州・直轄区においても識字調査が導入される傾向がある⁴⁰⁾。識字調査が教育課程行政全体に持つ意味、あるいは識字調査と言語教育政策の位置関係が研究課題となり得よう。第二に、学校への権限委譲政策と財政支出削減の関係である。首都直轄区では学校に基礎をおいた経営政策として具

体化されたが、財政支出削減を意図した教育行財政改革の断行はオーストラリア全体の動向になりつつある。それゆえ、少ない予算でいかに効率的に公教育経営を行うのか、そこで保障される教育の質が適切なのかが問われるだろう。第三に、財政支出削減が Disadvantaged と呼ばれる学校に与える影響が研究されなければならない。たしかにオーストラリアでは民族的多様性を配慮した教育政策が策定されているが、教育財政との関係はあまり論じられてこなかった。いわゆる Disadvantaged School では学校経営に深刻な影響を与えている例も見られる⁴¹⁾。十分な予算なしには、いわゆる多文化教育も ESL も実質的に展開しないのであるから、今後は政策レベルの研究にとどまらず、学校経営の実態を解明する必要がある。筆者はこのような課題意識をもって研究を進める所存である。

追記 本研究は、オーストラリア政府、豪日交流基金「一般奨励金」により実施されました。関係各位に感謝申し上げます。

【注】

- 1) 笹森健／佐藤博志「オーストラリアにおける教育課程行政改革—ナショナルカリキュラムを中心に—」青山学院大学教育学会『教育研究』第38号, 1994年。
拙稿「オーストラリアにおけるナショナル・カリキュラムに関する考察—実施過程を中心に—」日本比較教育学会『比較教育学研究』第22号, 1996年。
拙稿「豪州ニューサウスウェールズ州における教育課程行政に関する考察—1988年以降の改革を中心に—」日本カリキュラム学会『カリキュラム研究』第5号, 1996年。
- 2) ACT Department of Education and Training, *Draft ACT ESL Curriculum Statement May 1996*, Canberra, 1996, p. 3.
- 3) *Ibid.*, pp. 3-4.
- 4) ナショナル・カリキュラムの全体的考察に関しては次の論文を参照。
拙稿「オーストラリアにおけるナショナル・カリキュラムに関する考察—実施過程を中心に—」前掲論文。
- 5) Curriculum Corporation, *Statements and Profiles*, Melbourne, p. 6.
- 6) 全国的教育政策を策定してきたオーストラリア教育審議会が1993年末に MCEETYA に改組された。全国的教育政策の策定に関しては次の論文を参照。
Lingard, B., Porter, P., Bartlett, L., Knight, J., *Federal/State Mediations in the Australian National Education Agenda: From the AEC to MCEET-*

- YA 1987-1993, *Australian Journal of Education*, Vol. 39, No.1, 1995, pp. 41-66.
- 7) Curriculum Corporation, *Report on Uptake of Curriculum Statements and Profiles in Schools*, Melbourne, 1996.
 - 8) *Ibid*, p.1.
 - 9) *Ibid*, p.2.
 - 10) Kemp, D., *A National Literacy Goal: Address to the Australian College of Education Conference on General and Vocaitonal Education, Sydney, 21 June 1996*, Canberra, 1996.
 - 11) ACT Schools Authority, *A Management Review of the ACT Schools Authority*, Canberra: ACT Schools Authority, 1987, p.118.
 - 12) ACT Department of Education and Training, *Annual Management Report 1994-1995* Canberra: ACT Department of Education and Training, 1995, p.3.
 - 13) ACT Department of Education and Training, Schools Directorate, Northern District, *School Districts, Schools Directorate*, Canberra, 1996, p.1.
 - 14) Hughes, D., Albon, R. (ed), *Capital Ideas: Suggestions for Economic Reform in the ACT*, Canberra: Australian National University, 1993, p.13.
 - 15) ACT Department of Education and Training, Studies Section, *ACT Curriculum Development Strategy Using Curriculum Frameworks and Profiles*, Canberra, 1996, p.1.
 - 16) *Ibid*, p.5.
 - 17) ACT Department of Education and Training, Schools Directorate, Northern District, *op. cit.*, p.3.
 - 18) MCEETYA, *Statistical Annex National Report on Schooling in Australia 1994* Melbourne: Curriculum Corporation, 1996, p.9.
 - 19) 抽稿「オーストラリア首都直轄区の学校評価に関する考察－自律的学校経営における学校評価を中心に－」『日本教育経営学会紀要』第38号, 1996年。
 - 20) ACT Department of Education and Training, *Report on the Review of School Performance Review and Development*, Canberra, 1995, p.5.
ACT Department of Education and Training, *Guidelines for School Development 1996-2000* Canberra, 1996, p.3.
 - 21) *Ibid*
 - 22) ACT Department of Education and Training, *Enhancing School Based Manage-*

- ment in the ACT*, Canberra, 1996, pp. 4-5.
- 23) Australian Education Union, ACT Branch, *Response to the School-Based Management Unit's Discussion Paper School-Based Management in the ACT*, Canberra, 1996, p. 4.
 - 24) ACT Department of Education and Training, *Draft ACT ESL Curriculum Statement May 1996, op. cit.*, p.1, p.10.
 - 25) *Ibid*, p. 3.
 - 26) *Ibid*, p. 10.
 - 27) Curriculum Corporation, *ESL Scales* Melbourne: Curriculum Corporation, 1994, p. iii.
 - 28) *Ibid*, p. v, p. 6.
 - 29) *Ibid*, p. 9.
 - 30) Lake Ginninderra College, *Public Report, School Review Report of 1992*, Canberra, 1992, p.1.
 - 31) Lake Ginninderra College, *Prospectus 1996*, Canberra, 1996, p. 2.
 - 32) *Ibid*, p. vi.
 - 33) *Ibid*, p. 36.
 - 34) *Ibid*, p. 36.
 - 35) *Ibid*, p. 36.
 - 36) *Ibid*, p. 37.
 - 37) *Ibid*, p. 37.
 - 38) Donohoe, H., Teacher of ESL, Lake Ginninderra College, An Interview Recorded on Tape. 30 July, 1996.
 - 39) Marsh, C., Day, C., Hannay, L., McCutcheon, G., *Reconceptualizing School-Based Curriculum Development*, London: The Falmer Press, 1990, pp. 8-12.
 - 40) Board of Studies, Victoria, *Board of Studies Annual Report 1994-1995*, Melbourne: Board of Studies, 1995, pp. 13-14.
 - ACT Department of Education and Training, *Northern District Meeting of Board Chairs, Minutes of Meeting, 26 June 1996* Canberra, 1996, p. 2.
 - 41) Narrabundah Primary School Board, *Narrabundah Primary School Board Draft Agenda, 5 June, 1996* Canberra, 1996, p. 3.

【資料紹介】

「ホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト」
(学校と地域社会全体による反人種差別教育への取り組み)
ニューサウスウェールズ州学校教育省発行／1995年

筑波大学
見世 千賀子

ニューサウスウェールズ州（以下、NSW州と略す）では、1991年から1993年にかけて、学校教育省（NSW Department of School Education : DSE）とNSW州民族問題審議会（Ethnic Affairs Commission : EAC）、および連邦多文化問題局（Office of Multicultural Affairs : OMA）の協力によって、「ホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト（Whole School Anti-racism Project : WSARP）」が実施された。「ホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト」とは、その内容から判断すれば、表題に示した通り「学校と地域社会全体による反人種差別教育への取り組み」とでも訳せるものである。本資料は、このプロジェクトの成果とそれに基づく反人種差別教育への取り組み方法等を示した、4分冊のハンドブックとして構成されている。それぞれの冊子のテーマは以下の通りである。

1. Whole School Anti-racism Project : School Communities Investigating Racism
(スクールコミュニティによる人種差別に関する調査・研究)
2. Whole School Anti-racism Project : Anti-racism Planning Guide
(反人種差別計画ガイド)
3. Whole School Anti-racism Project : Strategies for Change
(変革のためのストラテジー)
4. Whole School Anti-racism Project : Understanding the Issues
(諸問題の理解)

1は、学校や地域社会にみられる人種差別の克服に取り組んだ、このプロジェクトの内容と成果をまとめたものである。また、2と3は、今後、反人種差別教育に取り組もうとする学校や地域社会のために、具体的な取り組みの指針や方法を示した手引き書となっている。4は、この領域の問題について、さらに理解を深めたい人たちのために、関連論稿を集めた冊子となっている。

筆者が、このプロジェクトについて知ったのは、1995年の8月オーストラリアへの2週間程の調査旅行で、NSW州学校教育省の多文化教育室を訪ねた時のことだった。ちょうどこの4分冊のハンドブックが出来上がったところであり、幸いにして入手することができたのである。この4分冊のハンドブックは、1つのケースにまとめられて、州内の各学校へ配付されるとのことであった。それでは、以下に、冊子の1

に基づき、このプロジェクトがどのようなものであったのかについて紹介することを中心に、本資料の内容を簡単に紹介していきたい。

1. Whole School Anti-racism Project: School Communities Investigating Racism (102頁)

本冊子は、「ホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト」に関する一連の活動について述べられている。プロジェクトを設置した経緯やプロジェクトに参加した学校およびそれを取り巻く地域社会の活動をまとめたものである。本冊子の執筆者は、このプロジェクトのために公募で選ばれた2名のホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト担当官である。本冊子の構成は次のようになっている。

はじめに

オーストラリア首相 Hon P J Keating のあいさつ

NSW州首相 Hon John Fahey のあいさつ

NSW州の学校における反人種差別プロジェクト

NSW州民族問題審議会とNSW州学校教育省のプロジェクトに関する論議
プロジェクトの開始

運営委員会の設置

人種差別について調査したスクールコミュニティからの報告

メトロポリタン西地域の学校群におけるプロジェクト

北西地域の学校群におけるプロジェクト

他のスクールコミュニティが考慮すべき課題

プロジェクトの成果

それでは、本冊子に基づき、「ホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト」について、設置の経緯および具体的取り組み内容を概観してみよう。

1989年12月、NSW州民族問題審議会では、反人種差別教育の領域で、どのような役割が果たせるかについて話し合いがもたれた。その時出された可能なイニシアチブの中に、反人種差別教育への「ホール・スクール」アプローチのアウトラインが含まれていた。そして、同審議会は、この時期の学校教育省との懇談においても、反人種差別教育の実施にプライオリティを置くことで同意していた。時を同じくして、当時NSW州の首相であり民族問題相であったニック・グレイナーも、教育を通して反人種差別戦略を発展させることの必要性和重要性を指摘していた。同首相はまた、こうした課題における民族問題審議会と学校教育省との連携を強く要望した。その結果、民族問題審議会と学校教育省が反人種差別プロジェクト開発のための協力に同意し、1990年、学校教育省のアボリジニー教育室および多文化教育室の代表と民族問題審議会の事務担当官から成るワーキンググループが設置された。

このワーキンググループによる検討の結果、反人種差別教育に関してはすでに多数の教材が存在していることから、新しいプロジェクトは、教材開発ベースではなく、

活動ベースで行うことが決定された。また、併せて、2つの原則、すなわち、①スクールコミュニティ全体で取り組むこと、②学校全体を反人種差別の観点から見直すこと、にしたがうこととなった。

民族問題審議会、学校教育省、連邦多文化問題局という3つの政府機関の代表らによってプロジェクト運営委員会が組織された。プロジェクトの実施地域として、2つの学校群、①都市部にあつて非英語系 (Non-English-Speaking-Background) の児童・生徒が多く在籍する学校群、②地方部にあつてアボリジニーの児童・生徒が多く在籍する学校群、が選定された。各地域1名ずつのプロジェクト担当官が採用された。

それでは、本稿では、都市部にあつて非英語系の児童・生徒が多数在籍する学校の集まるメトロポリタン西地域の学校群におけるプロジェクトを紹介してみよう。この地域における非英語系の児童・生徒の構成率は、約40%強である。最も多いのは、アラビア語系であり、ついでトルコ語系となっている。この地域のプロジェクトには、1つの中等学校とそこへ生徒を送っている6つの初等学校が参加した。ここでは、その中のグランビレ南中等学校 (Granville South High School) の事例をみてみよう。グランビレ南中等学校では、学校と学校教育省の地域担当官および民族問題省との話し合いによって、1991年11月、反人種差別を推進しようとするこのプロジェクトへ参加することを決定した。この学校は、多文化的であること、文化的調和を促進しようとしていること、地域社会による学校への参加の機会の増大に努めていることで知られていた。

第一段階：計画

グランビレ地区コミュニティプロジェクト委員会は、コーディネーター役であるグランビレ南中等学校の副校長の指揮下、6名の教員と同校の地区担当官 (Community Liaison Officer) で構成された。教員の代表は、各教科領域から選出された。第一段階の活動は、在校生に関する情報の収集に重点がおかれ、次のような領域のデータが集められた。

- ・ 在校生の言語的、文化的、宗教的背景に関する情報
- ・ 学校や地区の生徒代表会議への非英語系の生徒の参加人数
- ・ 学校とコミュニティ内の相互交流を促進するためのネットワークの使用状況
- ・ 学校における海外で研修を受けた教員の背景とニーズの調査
- ・ 数名の非英語系の生徒の態度やニーズに関する事例調査
- ・ 非英語系の生徒に関連した図書や各教科の資料の収集状況
- ・ 学校活動への親の参加状況

上記のようなデータの収集・整理の結果、プロジェクトの実施のために、次のようなストラテジーが計画された。

- ・ 親の諮問グループの設立
- ・ 多文化教育およびアボリジニー教育施策の評価
- ・ 学校の反人種差別施策の開発

- ・生徒の福祉施策の評価
- ・指定教科における反人種差別カリキュラムの開発
- ・生徒、教員、地域社会を含む形でのアートプロジェクト
- ・モーリー中等学校とカウラー中等学校との間の相互訪問
- ・教員、生徒、親、地域社会の住民、初等学校の児童、全員による計画日の設定

第二段階：実施

先の段階で承認された戦略は、1992年の第2・3学期に、実施にうつされた。この段階において計画され、実施された多くの活動は、地域社会や州内における住民の注目を反人種差別の促進の必要性に向けることに費やされた。活動は、地域社会や州内において、ラジオやテレビ、新聞等で幅広く報道された。このような宣伝は、地域社会の評価をあげること、また、直接関わっている生徒の多くの自尊心を發展させることにおいて、学校にとって非常に有益であった。主な活動は、次の通りである。

A. 生徒会議

7年生から11年生までのランダムに選ばれた90名の生徒が、いかに人種差別と戦うかということについて検討する「1日」会議に参加した。会議では、小グループでの話し合いやワークショップを行った。

B. 親の会議

あらゆる背景をもつ親が、学校や学校教育に関する共通の認識をもつために集まった。三大非英語系集団の通訳も加わった。さまざまなセッションがもたれ、これまで、あまり会う機会がなかった集団間の理解と結び付きを促進することにおいて生産的であった。

C. 初等学校会議

他の6つの初等学校と合同の会議もたれた。

D. バイリンガルコミュニケーション

学校のニュースレターや一般的な通知事項は、現在、地域社会で使用されている主な言語に訳されている。電話サービスにおいても、各種の言語で学校の活動についての情報を流している。

E. 反人種差別アートワークとロゴ

バッジやTシャツ、ロゴマーク等を作成した。これらは、すべて生徒主導の活動であり、コンテストを行って、能力を発揮できる場をつくった。

F. Different Colours, One People

“Different Colours, One People”（異なる肌の色、でも同じ人間）というNSW州規模でのキャンペーンの開始を主催した。このキャンペーンは、反人種差別プロジェクトに統合された。

G. 海外で研修を受けた教員の支援グループ

このグループは、オーストラリアの学校システムにおいて教育を行う際の、ポジティブな点や困難な点を特定するために設置された。

H. カリキュラム開発

英語、健康／自己開発、数学、歴史、社会科学の領域における反人種差別の観点を取り入れたカリキュラム開発を行った。

I. 資料開発

非英語系の生徒に関連した資料を図書館や各教科領域において、収集した。

J. 学校施策の発展

生徒の福祉施策が見直された。また、多文化教育施策に、反人種差別施策が統合されるよう検討された。

K. 学校間の交流

1992年9月、モーリー中等学校とカウラー中等学校から40名の生徒が、3日間にわたり同校を訪れた。グランビレ南中等学校は、1993年9月のアボリジニー週間に、先の2つの学校を訪問する予定である。

そして、このプロジェクト活動の結果、次のような成果が得られたとされている。この学校で、人種的調和を促進するための戦略の発展が、過去何年もの間、重要であるとみなされてきたのと同様に、人種差別が存在する状況において反人種差別戦略を採用することの重要性が認識された。反人種差別施策は、学校に対しても州のプロジェクトに対してもプラスに貢献した。また、とりわけ、次のような結果が得られたとされている。

- ・学校と地域社会において人種差別の存在への認識と理解が増した。
- ・生徒、親、教員は、人種差別に立ち向かう戦略を特定し、採用することにおいて非常に貴重な資源であった。
- ・反人種差別戦略は、学校経営およびカリキュラム開発に統合された。それらは、態度に言及するものであり、学校や地域社会における長期的教育に関わるものである。
- ・学校におけるデータ情報は、在校生についての価値ある認識を提供し、特別な文化集団のニーズや反人種差別戦略の特定に役立った。それは、学校の戦略的経営的計画の発展に非常に有益であった。
- ・学校施策の中では、カリキュラムの開発に取り組みされた。反人種差別戦略は、個々の教科プログラムに統合された。
- ・人種差別への戦いと反人種差別の促進が、今もなお進んでいる。
- ・スクールコミュニティは、人種差別を許すべきではないということを受容するようになった。

2. Whole School Anti-racism Project : Anti-racism Planning Guide (103頁)

本冊子は、反人種差別教育の計画と評価の方法を示したものである。これは、スクールコミュニティに、人種差別から解放された教育環境および労働環境を提供するための努力において自分たちがいまどこにいるのか認識させ、そして、将来、どこにいた

いのか決定することを可能にさせるものである。本冊子の構成は、次のようになっている。

ホール・スクール・反人種差別計画ガイド
 ホール・スクール・反人種差別計画ガイドの使い方
 反人種差別計画マトリックス

5つの課題領域における段階別の概観

- ・人種差別から解放された環境を発展させるために使用するデータの収集
- ・反人種差別教育の整備を支援する学校施策、学校実践、学校構造
- ・人種差別から解放された環境に到達するための教員、生徒、地域の協力
- ・学校とそれを取りまく地域社会全体の認識によって規定される人種差別から解放された質の高い学校教育
- ・人種差別から解放された教育への個々人の関与

付属資料

- 個人評価シート
- グループ評価シート
- 学校のプロフィールの概観

以下に示す表は、反人種差別計画マトリックスである。そこには、5つの課題領域において、それぞれレベル0から7まで8段階別に、人種差別から解放された環境を設定するための活動内容やスクールコミュニティがどの程度そうした環境を提供できているかについて評価するための基準が示されている。

▶▶▶▶▶ Planning matrix

Focus area	Data collection is used to develop a racism-free environment	School policies, practices and structures support the maintenance of racism-free education	Students and community collaborate with staff to achieve a racism-free environment	Quality racism-free schooling is defined in terms of whole school community perceptions	Personal commitment to racism-free education
Level 7	Strategic and management planning integrates data collection and analysis to sustain an anti-racist school environment.	The whole school community sustains the ongoing quality and effectiveness of anti-racist strategies.	Parent/student/teacher participation in school life enhances student outcomes and sustains strategies that maintain a racism-free school.	The whole school community advocates the school as a place where individuals are respected, valued and treated equally.	I find that my personal goals match the goals of my school community. Our community works together towards the future.
Level 6	The school's qualitative and quantitative methods of collecting data are reviewed to maintain ongoing effectiveness.	Policy, curriculum and management planning reflect school community commitment to maintaining an anti-racist learning and working environment.	Long-term, mutually beneficial relationships between parents, teachers and students are established.	The school readily adapts to change to meet the diverse needs of the school community and promote social cohesion.	I contribute to sustainable change through my personal commitment to anti-racist education.
Level 5	Whole school becoming involved in evaluating ongoing strategies for change.	The school community establishes and participates in the strategies promoted by a representative anti-racism committee.	Whole school community demonstrates that change can be achieved by working together.	Students are the reason for the school's existence; the school community works together to overcome barriers to quality educational outcomes for all students.	I work with others in creating a supportive, anti-racist school environment to achieve improved learning experiences and outcomes.
Level 4	Planning for anti-racism strategies draws on the experience of individuals across the school community.	Groups of students, teachers, school staff and community members undertake specific tasks that improve their skills in developing anti-racism strategies.	Decision-making processes begin to draw on the skills available in the whole school community.	School policies, practices and programs are reviewed to address racism and promote cultural harmony.	I undertake anti-racist strategies to bring about change. I promote an environment which supports the personal commitment of others.
Level 3	Strategies implemented to combat racism do not fully achieve desired outcomes. Ways to overcome unexpected constraints are investigated.	Student and community anti-racism interest groups are established to broaden the range of anti-racism strategies.	Students and parents participate in planning anti-racism activities; suggested activities promote wide discussion.	School community perceptions of racism in the school are sought and known. This knowledge is acted upon to support change.	I examine the personal implications of addressing racism and prejudice for myself and all members of my school community.
Level 2	Members of the school community draw on collected data to develop strategies that address racism.	Joint problem solving is the basis for creatively involving staff and students in anti-racist strategies; a plan is developed for doing so.	Open discussion begins between students, parents and teachers about bias, discrimination and racism.	Members of the whole school community begin to identify ways to overcome discrimination and prejudice in the school.	I see clearly the need for change. I create opportunities to apply newly gained knowledge to my work.
Level 1	Data on racism is collected. Analysis of information gathered changes the perceptions of the school community.	Members of the school staff and executive form an anti-racism interest group to examine selected classroom and administrative practices and policies.	Students and community members are asked for feedback on their perceptions about how the school operates. Low-key approaches to discussing whether racism exists.	The need to develop a racism-free educational environment is given low priority. Diversity within Australia's population, and the school community, is acknowledged but responses are limited.	I seek knowledge about the impact of racism and explore the possibility of actions I can take.
Level 0	Data is not collected or used to reveal racism in the school; any barriers created by bias in the school are not recognised.	School plans and policies are produced with no dialogue with students, staff and community members. Overt and covert racist attitudes exist with no mechanisms to deal with them.	Some staff display 'us and them' attitudes towards students and parents. There is a monocultural view of education which ignores the diversity of the Australian community.	The school talks about involving the community but actions do not match this. Racist attitudes and behaviours are tolerated to 'maintain peace' and avoid conflict.	I have no personal commitment to getting rid of any racism in this school community.

3. Whole School Anti-racism Project : Strategies for Change (135頁)

本冊子には、このプロジェクトによって集約され、開発された一連の教材が提示されている。そこには、変革のためのモデルと具体的な取り組みの方法、すなわち、情報収集の方法、ワークショップ・会議・会合を企画する方法、人々を参加させる方法、スクールコミュニティ間のコミュニケーションを高める方法が示されている。また、反人種差別教育を通常の授業に取り入れるための様々な方法を示すカリキュラム教材の例も提示されている。本冊子の構成は次のようになっている。

パートA：ホール・スクール反人種差別計画の実施

はじめに

計画の実施のためのモデル

計画のためのモデル

スタートポイントの設定

プロジェクトを実施した学校によって試みられたストラテジー

最初の計画

最初のステップ

実施の過程で

評価、再評価、長期計画

パートB：資料

1. 学校に基礎をおいた反人種差別施策の実行あるいは再評価
2. 学校の再評価
3. スクールコミュニティ会議チェックリスト
4. ストラテジー開発シート
5. 人種差別的行為の特定
6. 学校の雰囲気と文化
7. フローチャート
8. スタッフ調査
9. 中等学校生徒会議のための計画
10. 親の評価シート
11. 初等学校児童会議のための質問
12. 多文化的壁画
13. 親の調査
14. 共感を伴う公正：学校における補助スタッフの役割
15. 文学に基礎を置いたカリキュラム教材
16. 社会科 (K-6) への多文化的パースペクティブ
17. 「人間社会とその環境」 (5年次)
18. 数学

19. イスラム芸術における幾何学
20. 一つの世界、一つの人種、一つの間
21. ホール・スクール反人種差別計画の評価
22. チェックリスト

4. Whole School Anti-racism Project : Understanding the Issues (102頁)

本冊子は、人種差別、反人種差別教育、および態度変容の促進や援助に関する論稿を集めたものである。それらは、人種差別の影響について知りたい人や、なぜ人種差別に言及する必要があるのか理由を知りたい人にとって示唆に富むものである。本冊子では、次のような論稿が掲載されている。

Hon P J Keating	「国際先住民年に際して、オーストラリアの出発」
H D Black	「子どもたちの間の異文化間相互理解と人種的寛容の促進 —教育者への挑戦—」
R Grinter	「反人種差別ナショナルカリキュラムの開発—反人種差別ストラテジーの実行」
M Kalantzis	「オーストラリアの青少年の市民としての育成」
L Lippmann	「初等学校教科書における文化的バイアス」
J Perry	「文化的多様性の探究」
J Pettman	「アボリジニーと人種差別」
E Kelly	「中等学校における人種差別的用語の使用と悪用」
P Page	「学校教育初年度のアボリジニーの子どもたちに対するより文化的に対応した教育の提供」

以上、本稿では、「ホール・スクール・アンチレイシズム・プロジェクト」について、冊子の1を中心に、その内容を紹介してきた。本資料は、オーストラリアにおいて反人種差別教育が、いかに行われているかについて知るための、また、反人種差別教育はいかに実施され得るかについて考えるための、貴重な手がかりを与えてくれるものである。そこにみられる反人種差別教育への「ホール・スクール」アプローチ、すなわち、学校とそれを取りまく地域社会全体での取り組み方は、差別問題への対処の方法や教育における学校と地域の連携のあり方を考えていく上で、極めて示唆に富むものであろう。

発行：NSW Department of School Education, Curriculum Directorate, Multicultural Education Unit.

オセアニア諸国の教育に関する学会発表報告

1996年 6月から10月までに行われたオセアニア諸国の教育に関する学会口頭発表を報告する。作成の都合上、以下の要件に該当する発表を対象とした。

- (1) わが国で開催された学会における発表であること。
- (2) 発表学会と発表題目からオセアニア諸国の教育に関する研究であることがわかること。

今回は試みとして作成したので完全な記録にはならなかった。ご意見のある方は編集委員会までご連絡いただきたい。

<日本教育学会第55回大会>

- 見世千賀子（筑波大学）「オーストラリアにおける反人種差別主義教育の展開－ニューサウスウェールズ州を事例として－」

<日本比較教育学会第32回大会>

- 神鳥直子（青山学院大学大学院）「オーストラリアの言語教育政策－タスマニア州とニュー・サウス・ウェールズ州の例を通して－」
- 杉本和弘（名古屋大学大学院）「1980年代後半におけるオーストラリア高等教育改革－「二元制」から「一元制」への転換過程－」
- 西野真由美（国立教育研究所）「オーストラリアにおける哲学教育」
- 佐藤博志（筑波大学大学院）沖清豪（国立教育研究所）「教育課程行政に関する英豪比較研究－ナショナルカリキュラム・権限委譲・自律的学校経営－」
- Gregory Gray（松山大学）「Education Reform in New Zealand」
- 福本みちよ（拓殖大学）「ニュージーランドにおけるBoard of Trustees（学校理事会）の現状と課題」

<日本教育行政学会第31回大会>

- 佐藤博志（筑波大学大学院）「豪州ビクトリア州における教育財政改革の研究－School Global Budget を中心に－」

<日本教育制度学会第 4回大会>

- 伊井義人（青山学院大学大学院）「豪州ニューサウスウェールズ州の学校審議会に関する考察」

<オーストラリア学会第 7回大会>

- 松本浩次郎（横浜国立大学大学院）「学校教育へのコンピューター・ネットワーク利用」
- 濱島聡（園田学園女子大学）「アボリジニー学校におけるパイリンガル教育」

【オセアニア教育研究会】今年度活動報告

第50回 1995年12月9日

第1部 第4回オーストラリア教育研究会総会

第2部 研究発表

幸野稔・加賀谷真紀子 【オーストラリアにおける言語識字政策と学校ESL】

恵玲子【オーストラリアに於ける外国人学生の為の英語教育—大学付属機関を中心に—】

第3部 記念講演

オーストラリア大使館公使 ドナルド・ドビンソン氏

【アジアにおけるオーストラリア】

第51回 1996年3月19日

松本浩次郎 【教育とコンピューターQLD州を中心に—】

神鳥直子 【オーストラリアの学校における地域社会語の教育】

第1回懇親会 1996年5月11日～12日 箱根強羅

第52回 1996年6月25日

佐藤博志 【オーストラリア首都直轄区における学校評価に関する考察】

宇田川洋子 【ニュージーランドの中等教育における日本語教育】

第53回 1996年10月8日

前田耕司 【アボリジニーの教育事情】

伊井義人 【ニューサウスウェールズ州における学校審議会について】

オセアニア教育研究会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 本会はオセアニア教育研究会 (Society for Oceanian Education Studies) と称する。

第 2 条 本会はオセアニアの教育に関し学術的に研究し、かつ教育現場の理解に努め、もって日本とオセアニア諸国の相互理解及び交流を深めることを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

1. 総会及び研究会の開催
2. 研究年報または会報の発行
3. その他本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

第 4 条 本会の目的に賛同し、オセアニアの教育に関心を持つ者をもって会員とする。

第 5 条 本会の会員になるためには入会申込書を提出しなければならない。

第 6 条 会員は会費を負担するものとし会費は年額3,000円 (学生2,000円) とする。

第 7 条 会員のうち3年間にわたって会費納入を怠ったものは、本会から除籍される。

第 3 章 役 員

第 8 条 本会の事業を運営するために次の役員をおく。

会長 1名 幹事 若干名 監査 2名 事務局長 1名
事務局員 若干名

- 第 9 条
- 1) 会長は総会にて選出し、本会を代表するものとする。
 - 2) 幹事は会員の互選により選出する。欠員が生じた場合、直ちに補充する。
 - 3) 監査は幹事会の議を経て会長が委嘱する。
 - 4) 事務局長は幹事会の議を経て会長が委嘱する。
 - 5) 役員任期は2年とし、重任を妨げない。
 - 6) 事務局員は、事務局長が委嘱する。

第 4 章 総会及び幹事会

第10条 総会は本会最高決議機関であって年1回これを開催し、重要事項を決定する。

第11条 幹事会は会長及び幹事によって構成し、本会の重要事項を審議する。

第 5 章 会 計

第12条 本会の経費は会員の会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第13条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第 6 章 雑 則

第14条 本会の事務局は、東京都渋谷区渋谷4-4-25 青山学院大学文学部教育学
科笹森研究室におく。

第15条 本会則の改正は総会の決議による。

第16条 本会を運営するのに必要な細則は幹事会が定め、総会に報告する。

附 則

本会の会則は、平成5年12月4日より施行する。

附 則

本会の会則は、平成6年12月3日より施行する。

附 則

本会の会則は、平成7年12月9日より施行する。

『オセアニア教育研究』編集規定

- (1) 名称：『オセアニア教育研究』(Journal of Oceanian Education Studies)とする。
- (2) 発行：原則として、年1回、毎年12月1日をもって発行する。
- (3) 編集内容：オセアニアの教育に関する研究論文、現場報告、書評等を掲載する。
- (4) 執筆要綱：

1. 原稿形式

- ・原稿はワープロまたはコンピュータで作成、印刷されたものとする。
- ・用紙はB5、縦置き横書きとし、枚数は、図表、注を含めて12枚以内とする。
- ・上部余白20ミリ、下部余白25ミリ、左余白25ミリ、右余白19ミリとする。右余白は揃える。
- ・フォントは明朝体、フォントサイズは10、行間隔は1.5とする。(フォントサイズを指定できない場合は、38字X33行、英文等は半角とする。)
- ・図表は張り付けてもよい。
- ・ページ番号は入れない。

2. 統一表記

- ・節の表記は、1、2、3、....、小節の表記は、(1)(2)(3)....とする。
- ・注番号は上付き片かつこととする。
- ・邦文の論文名には「」、書名・雑誌名には「」を付ける。
- ・英文等の論文名には“ ”、書名・雑誌名はイタリックにする。(イタリックが不可能な場合は、下線を引く。)
- ・文献の表示は、次の通りとする。

著者 外国語著作で複数の場合はアルファベット順にする。
題名 論文の場合は論文名の後に雑誌名、巻号数を入れる。
出版社名 国外出版の場合は国名もしくは都市名も入れる。
出版年 報告書等の題名に年号がついていても出版年は必ず入れる。

3. 論文提出

- ・投稿希望は八月末日を締め切り、論文提出は十月末日を締め切りとする。
- ・投稿希望、論文提出先：
〒305 茨城県つくば市吾妻2-707-102
フォンス智江子 (Tel/Fax: 0298-56-5346)
- ・なお、原稿形式や表記が統一されていない原稿は再提出させていただくこともあります。次のページを参考にして原稿の作成をお願いいたします。

題名
—副題—

所属
氏名

はじめに

「はじめに」を入れる場合は節に入れない。同じく「おわりに」を使用する場合も題目に数字を入れない。題名、副題、初めには太文字にする。

1. 節の題目

(1) 小節の題目

節の題目は太文字にするが、小節は太文字にしない。なお、表や図を使用する場合は、以下のように表題、出典を明記する。

表1 州別学校数(1995年)

	初等教育	中等教育	高等教育
A州	200	100	20
B州	90	40	10

(出典: Ministry of Education. *Education in Country C*. 1993, p.16)

【注】

- 1) Leger, C., & Romano, J. P. "Bootstrap Adaptive Estimation: The Trimmed Mean Example." *The Canadian Journal of Statistics*, 18. 1990, p.299.
- 2) Barcan, Alan. *A History of Australian Education*. Melbourne: Oxford University Press, 1980.

【参考文献】

- U.S. Securities and Exchange Commission. *Annual Report of the Securities and Exchange Commission for the Fiscal Year*. Washington, D.C.: Government Printing Office, 1983.
- Boyd, William Lowe, & Smart, Don, eds. *Educational Policy in Australia and America: Comparative Perspectives*. New York: Falmer Press, 1987.

【オセアニア教育研究】第3号

頒布価1、500円

1996年12月5日 印刷

1996年12月7日 発行

編集 オセアニア教育研究会紀要編集委員会

発行 オセアニア教育研究会

〒150 東京都渋谷区渋谷4-4-25

青山学院大学文学部笹森研究室気付

TEL 03-3409-8111

EX. 2519

FAX 03-3409-1528

E-mail:tsasa@cl.aoyama.ac.jp

郵便振替番号 0040-5-663139

JOURNAL OF OCEANIAN EDUCATION STUDIES

VOL.3

DECEMBER 1996

CONTENTS

Articles

- Restructuring of the Educational Administration System in NSW
.....Takeshi SASAMORI (1)
- A Study of Open Learning: Focusing on Queensland
.....Kojiro MATSUMOTO (13)
- Educational Institutions of Tourism Studies in Oceania: Materials on the Internet
..... Munehiko ASAMIZU (25)

Research Note

- Trends of Curriculum Policies in Australia: Focusing on English as a Second Language
.....Hiroshi SATO (35)

Research Topic Introduction

- A Whole School Anti-Racism Project
..... Chikako MISE (48)

- Presentations on Oceanian Education (56)
- Activity Reports (57)
- Society Articles (58)
- Publication Guidelines (60)

Society for Oceanian Education Studies